

# 三井文庫所蔵の京都冷泉町関係史料

—一七世紀末～一八世紀中頃—

吉田伸之

財団法人三井文庫には、日本近世の最大級の商人資本であった三井家の、各家各店が残した厖大な史料が所蔵されている。これらは、近世の商人史料の中でも最もととのったものの一つとして、近世の商業史、金融史などの恰好の素材とされてきた。しかし、いわゆる商人史料といわれるものが、一方では同時に、近世の都市史料としても第一級のものであることには、従来あまり注意がむけられてこなかったよう思われる。

すなわち、近世の商人の多くは、実は近世都市社会、就中、町共同体を基盤<sup>1</sup>に本拠とし、その活動に伴って、様々な側面において、直接に、あるいは間接的に、都市社会や町共同体と深い関わりをもつたのである。従って、当然のことながら、商人史料においても、都市に関する数多くの史料が含まれることになるのである。

なかでも、当該商人が店舗や居宅にあてる町屋敷を有していた町

共同体（居町）に関する史料は数も多く、かつ系統的にみられるのであるが、このことは、恰も、いわゆる地方文書といわれるものの大半が、百姓の私經營や家の史料であると同時に、一方では、村落共同体の史料を多数含んでいるのと同様なのである。  
ここでとりあげる近世の三井家は、京都を中心に、江戸、大坂、松坂などの都市を本拠として、全国的レベルで広汎に活動したが、その結果として、三井文庫は三都や松坂などに関する多数の都市史料をも収蔵することになったのである。すなわち、三井家同苗各家の居宅のあった町、三井本店や両替店などの営業店が展開していた町、三井が抱屋敷を有していた町、これらの町共同体に関するものがそれである。こうした町共同体は、三都に限定しても非常に多数になると思われる。<sup>2)</sup>

ここで紹介しようとする史料群は、その内、京本店の居町であ

つたところの、京都室町通二条上ル町（冷泉町）に関する、三井文庫所蔵史料の一部である。この冷泉町に関する史料は多数に及ぶが、その中から一七世紀末から一八世紀中頃のものを中心に紹介してみたい。はじめに、何故これら冷泉町の史料に注目するのかについて述べておきたい。それは、三井京本店の展開した冷泉町が、近世初期の町共同体の史料を豊富に残す稀有の町でもあることによる。周知のように、京都大学文部古文書室に所蔵されている「京都冷泉町記録」四冊の影写本は、主に、天正期中頃から寛永期にかけての、冷泉町東面・西面の両側町の「記録」であるが、残念ながら、一七世紀中期以降の史料をほとんど欠いている。このために、一八世紀の冒頭に同町に登場した三井が、冷泉町での営業活動に伴って残した史料群にあたることによって、一八世紀以降の冷泉町に関する史料を一点でも多く発掘することは、当町の研究を行なう上で、少なくない意味を持つと考えるのである。すなわち、これによつて第一に、近世初頭の町共同体の構造が、その後どのように展開してゆくのか、第二に、三井本店の登場は当町の歴史の上でいかなる意味を有するか、等の問題について、ある程度の見通しを得ることが可能になると思われるからである。

次に、京本店関係史料のどのような部分に、冷泉町関係のものが含まれているのかについて簡単にふれておきたい。京本店関係の史料は、当文庫中の近世史料の中でも、質量ともに最もととのつたものの一つであると思われるが、それらの内、冷泉町に関する

史料は、ほぼ次のような部分に含まれていることが多い。

①町屋敷の買賣、ないしは譲渡関係の史料。（史料一、三七八、一八、二〇～二二など）

②町屋敷の借地に関するもの。（史料九～一七など）

③町儀勤に関するもの。これは、(イ)町触や達などの、支配関係の局面（史料一九）と、(ロ)町中の寄合、年寄や隣家等への音信などの、町共同体の局面（面史料二〇～二二）に区分しうるようと思われる。

④室町五町巻物屋という、問屋仲間であると同時に、地縁＝職縁的共同組織でもあるものとの関わりの局面。（史料一、二二など）

以下、きわめて粗雑ではあるが、ここで紹介する各史料について、気が付いた点を中心にして解説を試みておきたい。

#### 史料一 元禄元（一六八八）年一二月（家屋敷売渡証文）

本史料は、管見の限りで、三井の冷泉町関係史料の中では最も古いものである。三井が冷泉町に登場するのは、史料三で後述するように元禄一五（一七〇二）年四月のことであるが、本史料はそれより一四年以前の、西側四軒役の町屋敷の沽券状である。

この沽券状は、元禄一七（一七〇四）年三月、同地面を井筒屋から三井が購入した際に、その手継証文として三井の手に渡されたものと思われ（史料四を参照）、九郎左衛門から井筒屋三四郎へ銀二一貫五〇〇匁で売却された際に作成されたものである。史

料四の説明で後述のように、本史料は、近世初期の冷泉町の構成が、一七世紀中・後期にどのように展開したのかについて、貴重な手がかりをわれわれに与えてくれる。とりあえずここでは、次の三点を指摘しておきたい。

(1) 売却された町屋敷は、別々に「ヶ所」付けがされている三カ所からなり、この内、三筆目の間口五間壱尺余のものは、他の二筆のものの二倍～三倍の規模であること。

(2) 売主九郎左衛門の印判（後掲の写真「印5」）は、「祐英」と読めるのであるが、これは、近世初期の豪商として著名な、那波屋九郎左衛門の二代目祐英とみられること。<sup>(5)</sup>

(3) 冷泉町西面の年寄二名の内の一人文之丞の印判は後掲の写真「印1」のようであるが、これは「京都冷泉町記録」第四冊所収の、元禄一二（一六九九）年一〇月二八日の「人身文之丞口上書」<sup>(6)</sup>及び同年一二月五日「御敷錢請取覺」<sup>(7)</sup>にみられる、絵師人自身（見）文之丞の印判と同様のこと。

## 史料二 元禄九（一六九六）年五月「売上巻物代銀請取証」

室町通の町々の内、夷川通と三条通の間の冷泉町、蛸薬師町、御池之町、円福寺町、役行者町の五町は、室町五町巻物屋と称される、唐反物の巻物問屋が集住する地域であった。この唐反物は、三井にとって重要な仕入品でもあったから、冷泉町に店舗を出し、同町が属する室町五町組と関係を結ぶことは、三井本店の営業上、不可欠の条件であったと思われる。しかし、三井は、長崎問屋から直接の買付を指向し、一八世紀に至ると、巻物屋仲

間と大きな紛争をひきおこすことになる。<sup>(9)</sup> 本史料は、三井が巻物問屋から白縫子などの反物を購入した際の請取りである。

## 史料三 元禄一五（一七〇二）年四月（家屋敷売渡証文写）

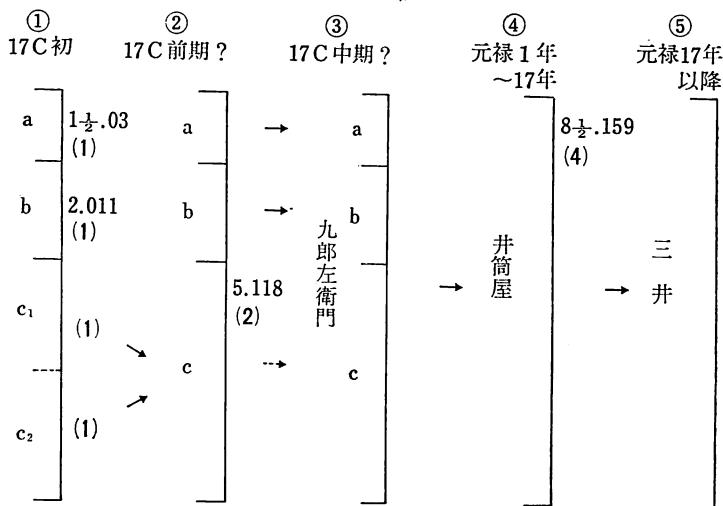
三井が冷泉町にはじめて登場するのは、元禄一五年四月に同町東側に町屋敷を購入した時である。この史料は、その際に作成された沽券状の写である。今のところ原本を見出せないが、幸いに未整理史料中に、写が所収されている。これは、一九二五年に三井文庫が預った「中西氏伝來書類」一四九点の中から何点かを抜粋して影写したものに含まれている。<sup>(10)</sup> 史料八で後述するように、この町屋敷は、その後開主善兵衛に譲渡されるが、どのような契機で、沽券状が中西氏の手に帰したのかについては未詳である。

この沽券状写によれば、売主は史料二にみられる和久屋の同族と思われ、また買主は、三井高利六男源右衛門高好である。さらに、年寄、吹舉人は、史料四の売主、売請人と同名である点が注意される。

## 史料四 元禄一七（一七〇四）年三月「室町冷泉町沽券状」

この沽券状は、三井京本店用の地面として井筒屋十右衛門から購入した時に作成されたものである。史料一と本史料から、一七世紀中頃から一八世紀初頭にかけて、当該町屋敷は、図1のような過程を経て統合され、三井の手に帰したことがわかる。すなわち、①一七世紀初には、間口が一間半～二間半のa・b・c<sub>1</sub>・c<sub>2</sub>の四カ所の町屋敷があった。②この内、おそらく、まず、c<sub>1</sub>・c<sub>2</sub>がcに統合された。③続いて、史料一の売主である那波屋九郎左

図1 元禄17年三井買得町屋敷の展開過程



(注) a、b、cなどは町屋敷の表間口を表現している。また、数字は表間口間数(間・尺寸分)を示し、(数字)は軒役数を示す。なお、小川氏前掲(注-2)論文263頁所掲の図を参照されたい。

衛門が、a・b・cを順次買得し、これを一屋敷として用益したと推定される。(4)元禄元年にこの四軒分の町屋敷は一括して井筒屋に売られ、井筒屋はこの地面を、一ヵ所・四軒役の町屋敷として統合した。(5)かくて統合された間口八間半余の町屋敷が、一八世紀の初頭に、三井京本店の地面として購入されたのである。われわれは右から、一六世紀末から一七世紀前半の冷泉町の構造が、巨大な商人資本によって食いつぶされ、その内容を大きく変容させてゆく状況を知ることができるのである。

なおついでに付け加えれば、史料一と四とでは、沽券状の形式の上でも大きな相違がみられる。すなわち、

①町屋敷の表記の形式の点で、史料一ではみられない軒役表示が、史料四ではみられること、

②史料四では町代加判がみられること、の二点である。

史料五 正徳元(一七一)年六月「室町冷泉町沽券狀」

史料六 正徳元年七月「銀子請取証」

史料七 正徳元年一二月「町内地屋敷肝煎祝儀請取書」

史料五・七は、三井が、史料四でみた町屋敷の北隣の地面を買得した際のものである。史料六は難解であるが、二人の発給人は、史料五の売請人であり、冷泉町東面の年寄と思われる十一屋長右衛門に宛てたものである。おそらくこれは、三井が西面の町屋敷を購入したことに関連して、反対側の東面町中へ、売請人を介して町振舞銀を支払ったときのものと思われる。また、史料七は、同じく西面町中への振舞銀を、町年寄(松屋三郎兵衛)宛に支払

つたときの請取であろう。

史料八 享保一二（一七二七）年一一月「室町冷泉町家屋鋪讓証

文控」

この史料は、史料三で前述した、冷泉町東側の三井源右衛門名儀の町屋敷が、三井京本店元締であった開主善兵衛に売渡されたとき、町中宛に出された一札である。開主善兵衛は、三井の宿

持手代として、当時冷泉町の隣町である二条通室町東へ入玉屋町で両替商売を行なっていたが、地続の屋敷である源右衛門（＝三郎助）地面を、このとき廉価で譲渡されたのである。善兵衛はその後、享保一五（一七三〇）年暮に、多額の損銀を出して暖簾をおろし、その後家産を喪失するに至った。<sup>[11]</sup>

史料九 享保一七（一七三一）年閏五月「室町井筒屋寿正家屋敷借受証文」

史料一〇 享保一七年閏五月「家屋敷貸付証文」

史料一一 享保一七年閏五月「請取手形」

史料一の町屋敷の南側には、この町屋敷を三井に売却した井筒屋の同族とみられる、井筒屋文右衛門家の居宅があつたと推定される。この井筒屋については、史料一二～一四で後述するが、元

禄二（一六八九）年刊京羽二重續留卷六「人名部」両替屋の項に、「室町通二条上ル町 井筒屋文右衛門」とあることから、これも同族とすれば、一七世紀後半における冷泉町で、最も有力な商人グループであったと考えられる。

しかし、こまかい背景は不詳であるが、この一族は一七世紀末

以降急速に没落し、当町屋敷も、そうした中で維持が困難となり、享保一七年に至り、ほぼ更地の状態で、三井京本店への地貸しに供されたのである。史料九一～一四是その際に作成されたものである。なお、史料九の図は、小川保氏の作図によるものである。

史料一二 享保一七（一七三三）年六月「井筒屋系図書覧」

史料一三 享保一七年六月「妖怪出現記」

史料一四 享保一七年六月「淨財収納証」

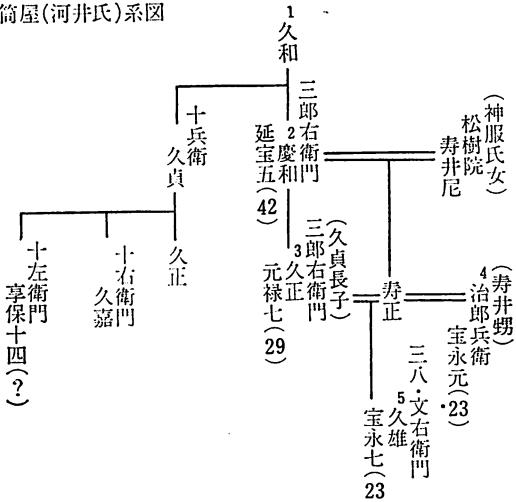
この異様な三点の史料は、史料九一～一でみた、井筒屋寿正の町屋敷を、三井が本店持添地として借地した直後に作成されたものである。

史料一二は、この地面に「妖怪之難」があるために、三井が木嶋神社<sup>[12]</sup>神主神服日向守を取次として、吉田家へ祈禱を願い出たときの願書と、取次人である神服氏の副書の写である。

図2は、副書覚から、井筒屋の系図を作成したものが、わずかの間に「家督者六七人」が、いずれも尋常ではない死去をとげている点が注目される。また神服氏と井筒屋が姻戚関係にある点も奇妙である。

史料一三は、三井から神服氏を介して依頼された吉田家が祈禱を行なった際に数日に亘って出現したとされる、妖怪の記録である。この記録によると、妖怪は神職によって論破されてしまい、「日章の字か、或いは所を以つて」戒名を与えるよう哀願し、「日章院冷光泉<sup>け</sup>大處士」なる戒名を授けられて退散している。

図2 非筒屋(河井氏)系図



<sup>注1</sup> 系図中の番号は、家督をついだ順を示し、年代は死亡年次と(年令)を示す。  
・ 2 史料12の「井筒屋十兵衛後久貞長子養子と女子嫁本家相続」の「女子」を、房正と解した。

そして史料一四は、その位牌が、浄土宗の大本山である粟生野光明寺に安置せられ、その永代供養料を、三井が神服氏を介して支払った時の請取である。

これらの史料は、妖怪の史料としてもきわめて興味深く、近頃流行の社会史的アプローチにとつても好個の素材を提供してくれるのであろう。しかしそれ以上に注目されるのは、妖怪に与えられた戒名それ自体である。この戒名には、妖怪の願望にそつて、日章、字と共に、所の名、すなわち妖怪の居町であったと思われる冷泉町の字が「光」により分断せられてうめこまれているからである。このような町共同体の名を戒名として与えられた妖怪は、果して何者の怨霊なのか。たたられた井筒屋と妖怪とはどのような関係にあるのか。何故妖怪は、三井がこの地面を借地した時に再現したのか。この事件には、近世初期の町共同体が、井筒屋や、あるいは三井のような巨大な商人資本によって解体、再編されていった際に、蹂躪されていった側の悲痛な歴史過程が秘められているのではないかと推定している。

**史料一五** 年欠「井筒屋地屋敷之儀ニ付双方相談懸合之控」

宋米芾元文五(一十四)全  
九篠居美工廣北區東面內江買  
得被申手前方江借請候落着之扣」

**史料一八** 宽延元(一七四一)年五月(横江孫右衛門覚書)  
**史料一九** 安永六(一七七七)年「室町冷泉町町持屋敷買得之節

証文万端控

この一連の史料は、別一三五〇に一冊に合綴されている五点の

史料のうちの四点で、合綴の順を一部修正・省略して収録したものである。これらは、史料一二と一四においてふれた「井筒屋寿正所持の町屋敷が、どのような過程で三井の手に帰していったのかを詳細示す、貴重な史料である。

史料一五は年次の控であるが、内容は元文四年七月から翌年二月末にわたり、史料一六の前提をなす部分である。ここでは、町内の播磨屋長左衛門の手代が、播磨屋の貸付先である井筒屋寿正の地屋敷について、その地借であった三井本店へ、買得するよう打診してきたことからはじまる。その後、井筒屋をもふくめて内談で合意に至った上で、一〇月には町中への申入れを行なつているが、町は即答しない。翌二月の再度の申入れにもとづき、町では二月末の評議の結果これを認めず、かわりに町中がこの地面を購入し、三井は町中地面の地借となるよう答申がなされている。

史料一六では、こうした町中の意志にもとづき、町中が井筒屋から地面を買得し、これを引きつづき三井に地貸するに至った経過が詳細に述べられている。すなわち、

①井筒屋は銀一〇貫匁でこの地面を町中に売る、

②町中はこの資金を三井から借りて支払う、

③三井は当地面を、地代銀年一貫匁で借地し、また、町中が購入に際して借金した分の利金相当分（年一割として）を年銀一貫匁以上のせして、町中に八年間支払う、

という複雑な処理のしかたをすることになった。従つて、八年間では、町中は、三井からの地代銀と上のせ分合計銀一六貫匁をう

けとり、また、三井に対し元利合計銀一四貫二一〇匁余を支払う訳である。

こうした処理に至る経過からは、京本店の不可欠な構成部分として、この地面を獲得しようとする三井と、これに様々な方法で抵抗し、古来からの町中の伝統を堅持しようとする冷泉町の町衆との確執をみてとることができよう。

かくて元文五年三月に、井筒屋寿正地面は町中のものとなり、これを三井が借地することになるが、三井は執拗にこの地面の入手を企図したかのようである。史料一七は、元文五年の契約である八年の期間が終了した時点で、三井本店の重役である横江孫右衛門が、おそらくは諮詢に応えて記した方策案である。孫右衛門は、町中との関係と経費の点から、当面は地借のままでゆくべきことをここで主張している。

こうした体制は四〇年近くも続くが、安永六年に至り、ついに三井は当地面の買得を果して（史料一八）。この地面は、年を経る中で、「町内之家督同前」となり、三井からの地代收入は町財政の重要な基礎ともなっていたのである。しかし結局は、巨大な商人資本の圧力の前に、町はその「家督」すら奪取されてしまうことになったのである。

なお、右の一件と関係する史料としては、「京都冷泉町記録」四所取の、元文五年三月「越後屋八郎右衛門預り銀……返済目録」があげられる。これは、史料一六所掲の「日合算用」案と同内容である。

**史料一九** 京本店「御触写」

三井文庫には、三井御用所＝勘定場の触留二一冊（宝永五年～明治六年）とともに、京本店の触留一七冊（正徳三年～明治四年）が所蔵されている。これらの触留は、江戸触や京町触などの書留として、京都の都市法令史料としても、最も整ったもの一つである。

京本店の触留の表紙には、

「御触写 壱番

従正徳三癸巳歳五月 至享保十一丙午歳十二月」

とあり、また表紙裏に、「右帳面永代崩申間鋪候」との書き込みがみられ、裏表紙には「三井」と記されている。三井の京本店は、すでに延宝元（一六七三）年に成立しているが、元禄一七（一七〇四）年に冷泉町西面に進出して九年後に、「御触写」を簿冊に記入しはじめたことになるのである。

内容は、町中に廻状で伝えられた、京都町奉行所からの江戸触、京町触の書留が主であるが、冷泉町を所轄とする町代梅村氏の通達や、ごく稀に、町からの達、あるいは、町中からの上申書の写等が掲載されている。また、これとは別に、三井本店の営業組織を通して、江戸、大坂、長崎等から書状で伝えられた各地の町触類も一部ではあるが書写してある。

この触留は、誰が何を契機として作成しはじめたものであろうか。この点は、三井文庫所蔵史料の史料学的考察にゆだねるべき問題であるが、一、二気がついた点に限って述べておきたい。ま

ず、作成者であるが、元禄末から正徳期の「役付帳」の諸役から、「帳面役」、「物書役」、「書札役」などの店表の役名が気に入る。しかし、これらの役人名を含めて、触留の記載者名は全くみられず、むしろ、台所方の「小遣方」、「賄方」などの役人がこれを担当したのではないかとも推定しうる。というのは、例えば後掲の『永書』等は、本店会所で作成され、非常持出し書類として青表紙になっているのに、「触留」は、青表紙ではなく、一ランク軽い扱われ方をされているのではないかと思われるからである。

またその作成の契機であるが、次にみるような三井家訓の表現の変化が、この点を考える上で手がかりとなる。

①延宝元（一六七三）年八月「諸法度集」一条

一、御公儀様御法度諸事堅ク相守可申事、

②享保七（一七二二）年「江戸両替店大式」<sup>(18)</sup>

一、御公儀様諸事御法度之趣并時々之御触写置……

すなわち、①では、公儀法度の徹底をのべるのみであるのに、②では徹底の前提として、触を置くべきことを明示しているのである。①→②の変化は、公儀の政策等との関係にも注意しつつ考察する必要があるが、近世の町や村で廣大に作成された御用留、触留の発生史的考察が不可欠なことを示唆するものであろう。

三井京本店の触留中の、江戸触、京町触の大半は、本史料の1、10の末尾の文言等からも推定しうるよう、おそらくは町年寄から、町中に頒達された廻状の写であろう。たとえば「御触

「写」番には、触写の末尾に次のような書き込みが多数みられる。(日付は触のもの)

享保五年八月「海老屋太郎兵衛へ渡 吏伊之助」

同六年五月二十四日「北となりへ為持遣也」

同年六月六日「海老屋太郎兵衛殿へ持遣ス 吏太七」

同年六月二一日「北へ為持遣ス 嘉七 太郎兵衛殿へ渡ス」

同七年二月九日「右二口十日未ノ下刻廻り 北隣り 海老屋太郎殿へ持遣ス 吏二郎吉」

これらから、冷泉町西面町中の廻状は、南→北と各家の使者によつて順達されたとみられ、三井の場合には、当時の北隣海老屋太郎兵衛が順達すべき宛先であった。

かくして、当史料には、三井京本店と、その居町即ち冷泉町西面(後に冷泉町)との、公的なかかわりを示す貴重な史料が、断片的な書込みを含めて豊富に散見されるのである。ここでは、「御触写」一と三の元文期までのものから何点かを選んで紹介してある。

#### 史料二〇 「永書」

「永書」は、京本店会所の役用日記であり、享保一三年から元治元年までの一七冊が現存している。月番の記入者は、いざれも重役クラスのものであり、非常持出し用の「青表紙」本でもあることから、かなりの重要な書類であったことはまちがいない。内容は非常に多様であつて、三井各家の冠婚葬祭、京都や各地の社会情勢などが日々記録されている。

こうした中に、冷泉町関係の記事が散見される。その内容は、三井の町屋敷買得や相続時の町へのひるめや振舞、町年寄の交代に際しての祝儀や音信、町中の参会、町内他家の冠婚葬祭等にわかつていて。これらは全体として相当な分量に及ぶが、ここでは「永書」一番(享保一三年～元文二年)にみられる記事の中から紹介する。

#### 史料二一 「会所諸用留」

「会所諸用留」は、京本店会所の営業関係に関する諸用書留の帳簿であり、享保二年から明治四年にわたり、八冊が現存している。この内一と四冊は延享元年まであり、享保・元文期の記述がそれ以降にくらべてはるかに詳細である。内容は、京本店の仕入・加工に関する情報や事件の書留が大半である。ここではその中から、三井と、史料二で述べた室町巻物屋仲間との関係を示すもの、町への口上や届書などを何点か紹介している。

#### 史料二二 「賄方永代帳」

「賄方永代帳」は、京本店小遣方即ち賄方役人の役用日記とみられ、享保一年から明治二九年の分まで、一一冊が現存している。この内一番は、享保一年から一八年のもので、冒頭に重役から小遣方役へ、詳細な覚書をのせ、京本店台所支配の概要を知る上で重要な史料となつていて。さらに京本店の年中行事が、音信礼などを中心に書き上げられており、その後の部分に、各家各店との「付届之覚」が記入されている。ここでは、年中行事の中に記されている、町内との音信のやりとりの部分を抜粋して紹

介している。なお、史料中の「月名」は、年中行事の何月の項に、当該史料が含まれているのかを示している。

(1) こうした観点から、三井文庫所蔵の史料を分析したものに、以下のような拙稿がある。吉田「施行と其日稼の者」

〔天保期の人々闘争と社会変革〕上、一九七九年、校倉書房、同「近世都市と諸闘争」(『一揆』三巻、一九八〇年、東大出版会)。

(2) これらの町名については、今井典子『大元方『家有帳』』(『三井文庫論叢』八、一九七四)を参照されたい。また、京都については、小川保「京都における三井家の屋敷」(同)

〔『日本都市生活史料集成』一(学習研究社)所収の「冷泉町記録」〕はこれを所収したものの誤読、脱字、脱落がひどく、そのままでは使用できない。

(3) 拙稿「公儀と町人身分」(『世界史における地域と民衆(統)』

青木書店、一九八〇年)を参照されたい。なお、前掲拙稿「近世都市と諸闘争」において、三井文庫所蔵史料により、冷泉町の展開について若干の検討を行なった。

(5) 中村幸彦編『近世町人思想』(日本思想大系、岩波書店)一九三頁の頭注を参照。

(6) (7) 前掲学研版「冷泉町記録」では、二一八〇二一九〇年に所収されている。

(8) 足立政男『老舗の家訓と家業経営』(広池学園事業部、一九七四年)第一部第一章を参照。

(9) 『三井事業史』本篇第一巻に、若干の言及がみられる。

(10) 当史料の所在については、小川保氏の御教示を得た。なお、この中西氏とは、一八世紀初の三井家重役として著名な、中西宗助の家系である。

(11) 開主善兵衛については、『三井事業史』本篇一巻を参照。

(12) 『京都叢書』所収版一八七頁。

(13) 京都市左京区太秦に所在。当社は、正徳以降三井と深い関わりを持ち、後に宝曆二年以後、三井家祖靈の顯名神社を祀ることになる。

(14) 光明寺には、神服日向守らの墓が現存している。

(15) ここで省略したのは、史料一七の次に合綴されている年欠(寛延元年カ)五月の角右衛門(森田カ)口上書と、安永九年「山田弁太郎一件」である。

(16) 前掲学研版では、一二二〇頁に所収されているが、影写本当該部分の半分近くが脱落している。

(17) 『三井事業史』資料篇一一五九頁。

(18) 同右一四二頁。

(追記)

この史料紹介の作成にあたっては、賀川隆行氏、樋口知子氏はじめとする三井文庫の方々の御教示や御援助をいただき、写真撮影に際しては、若林一男氏の御援助をいただいた。また、小川

保氏には、史料九所掲の図を作図していただき、さらに、史料原稿の作成、校正に際しては、大口マス子氏の御協力を得た。ともに記して感謝の意をのべる次第です。

#### 凡例

一、史料の配列は、史料一～一四の状ものは年代順となっているが、それ以下の堅帳からの引用史料は順不同である。

一、各史料の冒頭に作成年月、表題、三井文庫における史料登録番号を付した。

一、表題は、原則として『三井家記録文書目録』によったが、一部のものについては、適宜内容に即した表題を与えた。後者は、表題に（）を付した。

一、字体は原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、而、江、茂は漢字のまま用いた。また、々、ゞ、ゞは原文のとおり使用した。

一、読みやすくするため、適宜読点をつけた。

一、抹消箇所はゞで示した。

一、史料中の符帳は次の通り。

一二三四五六七八九十百貫及分  
イセマツサカエチウシ舟メハ入

一、印章はその位置に○印や□印をつけ（印）と注記した。この内、史料一～七の印章は重要なものと思われる所以、通し番号

1～26を付し、それぞれの写真を、本史料紹介の末尾にまとめ掲げた。

一、判読困難な字は、□または■とした。  
一、付箋、貼紙は貼付場所を□で示し、文面は「」で括り、右肩に（付箋）、（貼紙）と注記した。

一、闕字、平出による字間あけ、改行は行なわなかった。

史料一 元禄元（一六八八）年一二月（家屋敷壳渡証文）

（本一四七九一一〇一一）

烏丸通櫛木町下ル町

壳請人 九右衛門○（印4）

壳主 九郎左衛門○（印5）

永代壳渡シ申家屋敷之事  
室町冷泉町西側統三軒之内

一壱ヶ所 但表口壱間半三寸

裏行拾八間壱尺

北隣者丸屋作兵衛

同町同所三軒之内

一壱ヶ所

但表口式間壱寸壳歩

裏行拾八間壱尺壱寸

請取申銀子之事  
一銀百三拾七匁五分八  
一銀式百三拾壹匁八

但シ壳卷ニ付百拾五匁五分ツ、  
候、証文仍而如件、

合銀三百六拾八匁五分  
○（印6 a）

右八子五月朔日三日兩日ニ壳上申代銀不残無相違體ニ請取相済申

候、証文仍而如件、

室町五町巻物屋中○（印6 b）

蛸薺師町使

播磨屋清兵衛○（印7）

御池之町使

海老屋長左衛門○（印8）

円福寺町使

合三ヶ所也

右之家屋鋪代銀式拾壹貫五百目ニ永代壳渡申所実正明白也、此家

屋敷ニ付違乱申者有間敷候、万一千他所ノ申分於有之者、壳主請人

罷出其明仕買主江御難懸申間敷候、為其壳券状仍如件、

元禄元年 同 年寄 文之丞○（印1）

辰極月十一日 同 六兵衛○（印2）

吹舉人 佐兵衛○（印3）

史料二 元禄九（一六九六）年五月「壳上巻物代銀請取証」

（本一四六七一四三）

井筒屋

三四郎殿

烏丸通櫛木町下ル町  
壳請人 九右衛門○（印4）

壳主 九郎左衛門○（印5）

元禄九年子五月四日

右八子五月朔日三日兩日ニ壳上申代銀不残無相違體ニ請取相済申

候、証文仍而如件、

室町五町巻物屋中○（印6 b）

蛸薺師町使

播磨屋清兵衛○（印7）

御池之町使

海老屋長左衛門○（印8）

円福寺町使

京都冷泉町関係史料

壺屋 七兵衛○（印9）

元禄十五壬午年四月十六日

壳主

和久屋四郎兵衛

年寄

菱屋 善兵衛○（印10）

役行者町使  
越後屋八郎兵衛殿

御納戸元方

冷泉町使  
和久屋徳兵衛○（印11）

木屋町三条下ル町  
井筒屋七郎右衛門

同吹舉人

那波屋半兵衛

木屋町三条下ル町  
井筒屋十右衛門

壳請人

北隣丸屋作兵衛

史料三 元禄一五（一七〇二）年四月（家屋敷壳渡証文写）（未整理史料）

永代壳渡申家屋敷之事

整理史料

越後屋 源右衛門殿

町代

梅村四郎兵衛

本間又右衛門

右之通相違無之候、以上、

南之方表口五間七寸一步  
裏行拾七間四尺中溝限り

北之方表口式間式尺五寸八步

北隣升屋妙音

史料四 元禄一七（一七〇四）年三月「室町冷泉町沽券狀」（続  
一五二九一）

永代壳渡申家屋鋪之事

壺ヶ所 四軒役

室町通冷泉町西側

表口八間半壱尺五寸九分

北隣丸屋作兵衛

裏行拾八間壱尺壱寸

南隣井筒屋文右衛門

右二ヶ所之家屋敷我等先祖より所持仕候得共此度要用有之ニ付、代  
金參百式拾兩ニ其方へ永代壳渡金子請取申所紛無之候、尤右家屋  
敷ニ付親類縁者其外他之障毛頭無御座候、若以來如何様之儀出来  
仕候共、此判形之者共罷出、急度埒明可申候、為後日永代壳券状  
仍如件、

右之家屋敷我等致所持候得共、此度要用有之二付、代金三百五拾  
 兩ニ其方江永代壳渡金子請取申所無紛候、尤右家屋敷ニ付親類緣  
 者其外他之障毛頭無之候、若以來如何様之出入出来候共、此判形  
 之者共罷出急度塙明可申候、為後日之永代壳券状仍而如件、

元禄十七年申三月廿九日 壳主 井筒屋十右衛門□ (印12)

年寄ながら 吹舉人 松屋三郎兵衛□ (印13)

同町東側 壳請人 井筒屋七郎右衛門○ (印14)

越後屋八郎右衛門殿 吹舉人 松屋三郎兵衛□ (印12)

年寄 松屋市兵衛□ (印19)

三条通麦屋町 同 壳請人 扇屋藤九郎○ (印20)

東洞院御池下ル町 同 岐阜屋茂兵衛○ (印21)

越後屋惣助殿 同 壳請人 扇屋藤九郎○ (印20)

正徳元年辛卯六月十一日 吹舉人 松屋三郎兵衛□ (印18)

丸屋作兵衛○ (印17)

史料五 正徳元(一七一)年六月「室町冷泉町沽券状」  
 (統一五二九一)

右之通相違無之候、以上、 時代 梅村四郎兵衛○ (印15)

本間又右衛門○ (印16)

史料六 正徳元年七月「銀子請取証」  
 (本一四六〇一一八)  
 (印25a)

右之通買得相違無之候、以上、 時代 梅村四郎兵衛○ (印22)

本間又右衛門○ (印23)

一室町丸屋作兵衛殿之義ニ付其元様御肝煎を以内証ニ而銀子四百  
 三拾目御請取被下慥ニ請取書入相済シ申候、以上、

正徳元年 卯七月十二日 扇屋藤九郎○ (印24)

岐阜屋茂兵衛○ (印25b)

表口 三間三寸七分 北隣 鮎屋太郎兵衛  
 裏行 拾六間五尺七寸 南隣 越後屋八郎右衛門

壱ヶ所 老軒役 室町通冷泉町西側

右之地屋敷我等所持候得共、此度要用有之二付、代金四拾兩ニ其  
 方江永代壳渡金子受取申所無紛候、尤右之地屋敷ニ付、親類縁者  
 他之障毛頭無之候、若以來如何様之出入出来候共、此判形之者共

十一屋長右衛門殿

(印25a)

史料七 正徳元年十二月「町内地屋敷肝煎祝儀請取書」(本一四)

六〇一一七)

覺

一此度町内地屋敷壳ヶ所氣も入申候ニ付、右為御祝義白銀五拾枚送給致受納恭存候、為其請取手形如此ニ候、已上、

正徳元年

卯ノ極月廿九日

松屋三郎兵衛○(印26)

三井八郎右衛門殿

中西宗助殿

史料八 享保一二(一七二七)年一月「室町冷泉町家屋鋪讓証

文控」(本一四九五一二二)

(はしうら・朱)

「享保十二年 越後屋善兵衛」

一札

一当町東側私所持之家屋敷壳ヶ所

表口 五間七寸毫歩

南之方

裏行 拾七間四尺 中溝限

北之方

表口 武間弐尺五寸八步

裏行 拾七間四尺壹寸五步中溝限

右家屋鋪此度越後屋善兵衛方へ相譲申候處夷正也、尤御町役儀等

何によらず御指図之通向後屋善兵衛相勸可申候、夫ニ付善兵衛本宅

者二条通室町東へ入玉屋町北側故當丁之家へ地続住居入組罷有

候、然共商壳方之儀ハ本宅玉屋丁ニ而ハ只今迄之通相勤申候、万一家業跡ニ付六ヶ敷義御座候而も、少も当町へ指揮申儀者無御座候、當丁表側者当分借屋ニいたし指置候、若亦追而善兵衛勝手ニより、当丁へ店出し申度義御座候歟、又者玉屋町ニ住居いたし候而も、当丁へ家業跡入まだけ候品出来可仕趣ニ御座候ハ、前廉ニ當御町へ申出シ御町中任御評儀可申候、兎角及御相談何更ニ而も御町より御指図ニ渡申間敷候、為後日一札仍而如件、

享保十二年未十一月

越後屋善兵衛

譲主

源右衛門寅

三井三郎助

証人

三井八郎右衛門

室町冷泉丁

御年寄

御町中

一当丁前々より御定ニ而両替商壳跡難成段兼而承被得其意申候、以上、

史料九 享保一七(一七三一)年閏五月「室町井筒屋寿正家屋敷借受証文」(本一四五九一一二)

覚

(絵別掲。原史料では、表間口が右になるよう描かれてある。)右絵図之通り其元家屋敷当壬子年閏五月ヨリ向未ノ年迄ニ拾ケ

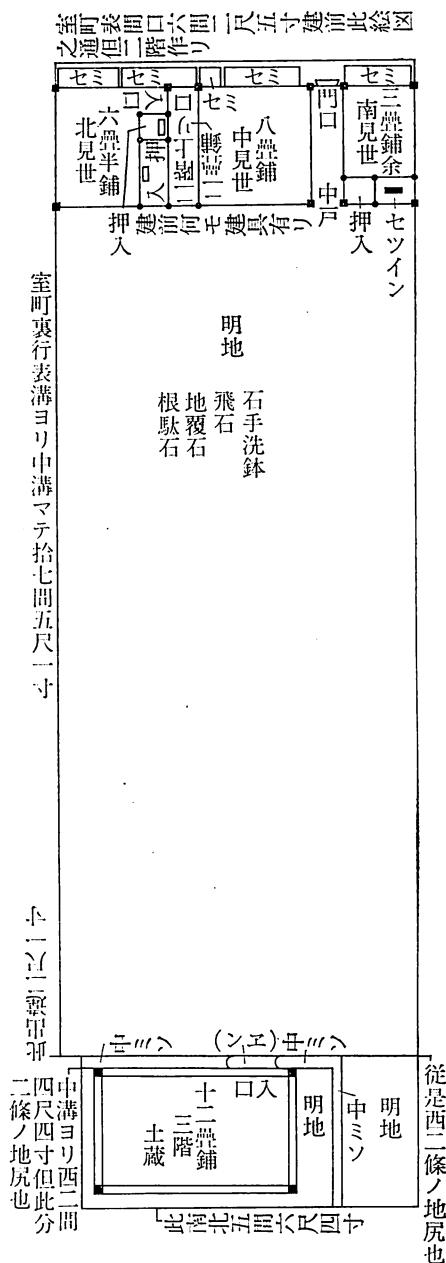
年ノ間、閏月ニ無權宿料一ヶ年ニ三百六拾日宛之定ニ而借用申所  
実正也、尤御町江差出シ置申候証文者、御定之通之借屋請状ニ而  
御座候、然共其方建前少々并土蔵一ヶ所ニ而明地多ク候故、此方  
々勝手ヲ添借用之建前明ケ地互ニ立会改、則右繪図致進シ置申  
候、尤其方建前之分も式十ヶ年之内者破損有之候者、此方より可致  
候、右廿ヶ年之切明キ由候者、右繪図之通無相違明ケ相渡シ可申  
候、為後日之仍証文如件、

史料一〇 享保七年閏五月「家屋敷貸付証文」  
(本一四九〇—五一六)

家主 井筒屋寿正殿

総図之通無相違明ケ相渡シ可申  
借り主 越後屋甚兵衛○(印) 包紙証文  
井案紙共 壹通

享保十七壬子年閏五月



一我等所持之屋敷冷泉丁西側

間口六間二尺五寸 但四軒役

裏行繪図之通り

外ニ二条之地絵図之通地尻ニ而入

但シ此所ニ二間ニ三間之土蔵一ヶ所所有

右室町表通ニ而

間口六間二尺五寸

奥行二間通り之建物有リ、其次ニ穴蔵有

石手洗鉢

外ニ 飛石

地服石

根駄石

右之外者建物なし、地借シニ而繪図之通從当年廿ヶ年之間壹ヶ年

ニ三百六拾匁宛之定ニ而、宿賀益前極月兩度ニ相渡り候約速ニテ

借シ渡シ申候、尤閏月ニ不構右之屋敷貴殿借家証文候得共、実者

貴殿主人八郎右衛門殿店用向ニ被相用積り之由、表向貴殿借り主

借家証文ニ候得者、町儀等者御法之通可被致、出勤儀勿論之事ニ

候、万一変火類焼等茂有之候者建物両損ニ而候、其節相對致繪図

相改メ可申候、畢竟地借シ同前之儀ニ御座候、變火類焼之族ハ地

屋敷之儀者廿ヶ年ニ不相構其時之相對ニ可致候、為後証之右覺書

准置申処如件、

享保十七壬子年閏五月

越後屋甚兵衛殿

井筒屋寿正〇（印）

願覚

室町通二条上ル町冷泉町西側

史料一一 享保一七年閏五月「請取手形」

（本一四九〇—五一七）

（包紙）

「請取手形毫枚」

一室町冷泉町西側借家表間口六間二尺五寸、奥行二間通り建前并

ニ西方土蔵壱ヶ所ハ下地之通り差置、其外建前并ニ北方土蔵壱

ヶ所ハコホチニ致、御望ニ依テ銀式貰三百拾五匁ニ其元ヘ売

渡シ申候、尤建前斗遣候、根駄石地服石之分ハ此方ヘ残シ申契

約也、但北土蔵之根駄石地服石ハ其元ヘ遣申定ニ而、右直段ニ

相対致、右之銀子體ニ請取相済申候、尤委細繪図之通相違無御

座候、為後日仍而如件、

享保十七年子閏五月

越後屋甚兵衛殿

井筒屋寿正〇（印）

史料一二 享保一七（一七三一）年六月「井筒屋系図書覺」

（本一四九一—二六一一）

覺

享保十七年子六月

一京本店南ノ方建添地井筒屋寿正殿屋鋪リ借受候節、右屋敷天怪

之難有之、依而神服日向守殿を以吉田家へ御祈祷願申上候願

書并神服氏より指出被申候右井筒屋寿正殿代々ノ系図書如左、

間口 六軒式尺五寸

裏行 式拾間五尺

此坪數百三拾式坪六分一也

右之通本店持添地仕候此地屋敷宗源神鎮札頂戴仕度、家内安全一族等迄息災延寿多福商壳信榮子孫繁昌相続仕候様御祈禱奉願上

候、委細之義神服日向守殿々御聞届被下宜奉願上候、以上、

享保十七年子六月

三井八郎右衛門

十右衛門久嘉ノ兄也  
廿九才

元禄七年戌十二月十九日乱心病死

三郎右衛門男子三八幼年也

寿井甥  
治郎兵衛相続  
廿三才

宝永元年三月五日急病死

文右衛門  
三八事  
久雄ト云  
廿三才

久雄  
蚤世  
廿三才

宝永七年寅七月十七日死

文助

十左衛門  
久貞

未子

享保乙酉年閏九月死鉄難

寿正ハ文右衛門実母次郎兵衛妻也

右此屋敷天怪難有之候、委細難尽筆端候、其内五十餘年之間為家督者六七人死去仕候、凶事之地屋敷何も難儀奉存候、依之自今已後安全住居之人息災長久子孫相続仕候様御祈禱奉願候、今度三井

延宝五年丁巳十一月十七日病死

慶和妻神服氏ノ女松樹院寿井尼ト云

慶和ノ弟井筒屋十兵衛後久貞長子養テ与女子嫁本家相続  
三郎右衛門久正ト云  
廿九才

三郎右衛門久嘉ノ兄也

願、尤三井八郎右衛門より願書一通指上申候、已上、

神服日向守

### 史料一三 享保一七年六月「妖怪出現記」

(本一四九一一二六一二)

六月四日之夜夢中に身の長八九尺の大坊主其色白くうすくろし来て平伏す、顔色憔悴し怨あり、予枕頭之短刀を持て伐はらはんとす、逃去ヌ、五日の夜亦来て怨色ありて平伏す、如前すれば立去ぬ、六日之夜も亦来て願望有之聞玉へと云、予曰汝等こときの者何之願ありや如何、白坊答て曰ク、今度君に頼人有て井筒屋之家安寧祈禱之事必やめたまへ、我等望有之、真実に奉頼と云、予云ク不審也真実に二ツあり、其二ツ汝知りや否、白坊云不知之如何ぞや、予云正の真実あり邪の真実有、いつれそや今度我ニ相頼ミ所行之宗源祈禱は救世之要万民豊楽延寿多福之願永々相続真実之願の行法也、善也正也、汝か望は悪也邪也、無用之弁命不足信用スルニ、白坊云君の執行によつて我魔界魔道之望を失ひて広天ニ踊り広地に<sup>モジ</sup>晴<sup>モジ</sup>するに成、如何とも亡靈の居所なし、此家には往昔より尊神之咎あり亡靈の祟りありて其主人ニ短命夭亡<sup>ヨウモウ</sup>をあたへ動もすれハ魔道にひきいれんとす我念願也、君之行徳によれば、永々安全災害忽消て善事とならん、蒙か悔怨の所也、予答て云普天之下王土ニあらざる事なくして王事もろい事なく、率土之辺いつれか王臣あらぬ事なき、宗源神道は天地元氣より万物之靈

まで祭之天神地祇感應して永々安穩哀愍納受し玉々相続之道也、神は非礼を不享也、タレノ人カそ無きさまたけん、神國之道也王道也、汝妨なは神敵也、其罪のかれとして神罰を受ル人はいつれの仏か助玉ヒソ不叶事顯然也、仏在世之時於靈鷲山而為天地祭十二神為精舍祭十八神為仏法祭八十神と伝教空海慈鎮等之高僧能々知之故に、僧牀といへともト部家之門弟ニして伝受あり、伝教大師神伝を受て日吉山王を祭れり、弘法大師の弁ありといふあるかなにも、とりわけ神道なくて成仏はなし、慈鎮弁に誠には神そ仏の道しるへあとをたるとは何ゆへをいふト、日本六十餘の数州之外まで神道弥縫して亘古ニ亘今ニ天下安全國家太平万民豊樂之道也、一ツ以テ貫<sup>シテ</sup>之、汝今なんぞ妨る事あるへからず、速ニ退散シ可去無々如律令<sup>リヤウ</sup>、白蒙云君之威徳を承り一心発起し迷悟之道を虛明ニ会得セリ、然則伏願精靈之安柄所をあたへ日章の字か或ハ所を以て吾ニ号を授け君今たすけ玉へ、予云善哉、昔は神道を以て喪祭し其徳により品ニより靈号社号を授て祭れり、今以其職分之人はしかなりといへとも多端也、汝當時能ク世を推移リ珍重す所の仏に帰して祭つかはさん、但家主の志は吾しらすといへとも、報国山におゐて一基之靈籬<sup>シヤウ</sup>を建毎月靈餉<sup>シヤウ</sup>か或招香かをなさしめつへし、然らば汝解脱し諸仏苦薩の龕下ニ座を得へし、往々<sup>シテ</sup>詣<sup>シテ</sup>樂邦快樂之願望をとけて、魔界退キ去り邪念悉滅シ永クうらむる所なけれ、滿腔子<sup>モクヤウ</sup>子迷ハ則三途悟ハ則成仏心迷悟三界誠悟故十方空本来無東西何處有南北<sup>カシコ</sup>法報<sup>カシコ</sup>応にかなへ其靈<sup>モシ</sup>也不生不滅也、其身

\* 也有生有滅也如最初頃亦如電  
周禮五夢

予家世、祈禱鎮魂之神伝あり、且亦

神服日向守殿  
御取次

宗源神勅宣之行法あり、苟予神道を習知伝識修磨する事四十年  
也、汝者為我にも讐敵也、為世為人毫以惠報于怨之法ニまかせ今  
更扞格せず望にまかせ呪文を授ク慎思之永受持せよ、白蒙隨喜歟  
染し低頭ヲ而退夢さめ、星拱北極祈祿冥加

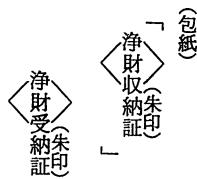
日章院冷光泉問大處士

史料一五 年欠「井筒屋地屋敷之儀ニ付双方相談懸合之控」

(別一三五〇一一)

(表紙)  
「井筒屋地屋敷之儀ニ付双方相談懸合之扣」

史料一四 享保一七年六月「淨財受納証」  
(本一四九一—二六一三)



一金子 式両

日章院冷光泉問大處士

右於牌前毎日設供招香永代可無懈忘者也、

本山光明寺三十八葉

享保十七壬子季六月十九日

參空〇(朱印)

一未七月下ノ町播磨屋長左衛門殿手代甚助本店江被參、則七左衛  
門面談之上被申候者、井筒屋寿正殿家屋敷二十ヶ年之相對ニ而  
有之由及承候、然ニ此節寿正殿御方少々鏡子入用之儀有之、且  
普請等も建統御用ニ御座候上者詰る所其許様ヘ地屋敷共ニ御相  
談相片付申底意ニテ、未年數之内漸半分相立申事ニ候得共、此節  
工面之儀も有之候ヘハ、一向御買切被成間敷哉、此儀播磨屋傍  
輩中相談之上井筒屋方江者沙汰なしニシテ參候由、手前方弥買切  
望候ハ、井筒屋江程克挨拶可致候由甚助申來候付、於手前早速  
遂相談幸之儀候得者取メ相對致候處、彼是甚助を以色々相對之  
上銀拾貰目相究先町江者沙汰なしニシテ、内談致置候事、然ニ其  
後又甚助被申參候者、二条室町西江入町井筒屋次兵衛殿家屋  
敷地尻手前方江入込有之、此儀者寿正殿江借譲、其上ニ而手前  
寿正殿持屋敷一所ニメ二十ヶ年古銀一ヶ年三百六拾日三相究、  
其後文銀改四百三拾匁ニ相成候、然ニ右地尻入込有之ニ付、幸

井筒屋次兵衛主人十三郎殿方ニも勝手筋有之、右二条ノ家売替申度由ニ而、手前方江甚助を以被及相談候處、是又手前方ニモ

当前指而不入儀ニ者候得共、半地統之儀ニ付、往以勝手宜筋も可有之ニ付、彼は相談之上銀式百枚相究申候、偖右同様直段相對済申候ニ付両方町中江申出候處左之通、

但先井筒屋寿正殿手代平七室丁年寄江龍出相頼候儀十月頃也、其上ニ而手前より七左衛門町江龍出、勿論手前方江買取申

上ハ七左衛門名前ニ而町儀相勸申積ニ候故、右之心を差含、年寄松屋吉兵衛殿五人組井つゝ勘次殿十一屋長右衛門殿此三ヶ所江表向ニ而相頼申候事、尤海老太殿儀手前商筋ニ付出入方故、内々を以此度之一埒何分首尾克相片付候様頼候處、

或初々彼是以之外心遣被致候事、

一右之通申出候處、町中相談之上手前方下地軒役多所全埒明申間敷之噂相聞へ、冬中町中相談有之由候得共、落着不致打捨有之、借春ニ至何之返答も相聞江不申ニ付、二月差入より手前方より為念御年寄ニ右先達而頼候様子相尋申度旁何とぞ願之通首尾克相済候様五人組中へも相頼、刲海老太殿至極内々を以相頼候事、

但井筒屋平七方より節句前銀子入用之儀も有之候得者、何とそはやく相済候様ニと度々被相頼候由、

一右之工面ニ候ニ付町中ニも長々之儀打捨置かたく取メ相談有之候處、町中ニも井筒屋一統又手前出入之衆中者此度之相談差支申ニ付被相除、仍之錢屋善七殿富山藤兵衛殿勿論御年寄此衆中

第一ニ立会相談有之由、

但右相談之上手前方江町中指支ニ而埒明不申趣其分ニ差置候而も始終不濟事故打割フ右差闇之入訛委細三井方江咄候様ニと則海老太殿を以被申通候相談ニ相成候由、仍之七左衛門ニ月廿七日海老太殿ヲ呼ニ参承知申候處左之通、

二月廿七日海老屋太郎兵衛殿より七左衛門へ被申聞候者、井筒や家之義其元様へ御求メ被成度由ニ候得共、第一軒役多、尤此度七左衛門名前ニして御買取候積りのよし、然どもケ様之儀ニ付已前丸屋之家宗助殿名前ニて御求候へとも、いつとなく八郎右衛門殿へ名前一所相成、唯今ニテハ五軒役御勤、当町三軒役限之定ニ候處、如此ニ相成候前格も在之、此度井筒屋之家御求候ても末ニては亦々一所ニ御つはめ候様成行候而是難済義、全株町衆人數無之候得者、町役万事不工面有之、其上井筒や一同家數多寄会等にも同家多、諸事之相談差支申筋多、此等之意味ニ候へ者何分三井方へ壳渡申義難成段町中被申候由被申候、然る處井筒や嘉市殿右之家一家筋之義候得者、求申度段勘治殿を以被申出候得とも、是以右軒役多有之意味ニて相談ニ難及候處、売主よりは度々せかみ來、年寄初皆々此相談難義被存候、いづれニ中陽之了簡を以相片付申度旨ニテ、右之家町中へ買請申相談ニ有之、尤其上ニテ三井方へ地貸しニメ、一ヶ年宿料毫メ目ニ相渡シ可申候、且亦右家代銀子他所ノ借請申候日合一ヶ

年壱割則銀壱目也、此兩様合銀式目毎年町内へ差出し可申候、左候時は是迄いつゝや方へ宿料四百三拾匁指出候格々見候而者大分高直ニ候得とも、是たけハ大家之義殊ニ八郎右衛門殿町勤外並ニ無之旁ニ候へ者不肖可有之筋夫とも此義得心無之候ハゝ、此度之売買又者此末地借り等之義も聞届かたく候へとも、いつゝや方々段々相契來候ニ付、町内へ相調向後一ヶ年ニ宿料壱目日合年壱割にして壱貫目都合式目ニ而貸シ可申候、三井方之義ニ候得者高直之処は不肖可在之義夫とも承引無之存入も有之候ハゝ、仮令公辺ニ相成候逆も不及是非其時之勝負次第三可致段町中被申候間、何とそ一ヶ年式目ニて借り請可被申也、此義表向ニて申入候時ハ如何ニ存候故、ゑひ太を以先内意申入候由ニ有之候、

但  
(以下欠)

史料一六 元文五(一七四〇)年「井筒屋寿正殿地屋敷町内江買取被申手前方江借請候落着之控」(別二三五〇一)  
(表紙)  
「井筒屋寿正殿地屋敷町内江  
買取被申手前方江借請候落着之扣  
但年賦算用ノ扣此内ニ留ル」

一井筒屋家屋敷当町中江買取被申候ニ付右家代此方より町中へ借り請申度よしニ付、則家代銀拾貫目年壱割之日合相対ニ而、手前より銀子指出申候、尤年數八ヶ年之相対也、但し右借家手前方へ借り受候家貲壱ヶ年ニ銀壱貫目町中江八ヶ年之間指出シ申契約、扱又此外ニ元銀拾目之日合年壱割之積りを以銀壱貫目指出し、都合銀式貫目毎年此方より町中へ指出し申建也、

一右之通ニ在之候得者元銀拾貫目之日合として壱貫目宛拾ヶ年之間毎年手前方へ返済可在之筈之処、町中相談にて如斯いたし候時者、毎年正銀取遣り互面動成義と被申、右式貫目ツヽ正銀ニ而指出し候を手形にて差引いたし、壱ヶ年ニ兩度之なし崩シニいたし度由海老太殿を以被申聞候事、

一此相談町中了簡者、年數拾ヶ年之間式貫目宛町へ差出し、亦元銀之返済方ハ右之通なし崩ニ可致よしニ候得共、左候時ハ未にて式ヶ年之間餘計ニ相成候ニ付道理ニ不叶義と被存、ゑひ太殿挨拶にて八ヶ年限ニ相成、尤此落着三月下旬ニて在之候得とも、右八ヶ年ニちゞめ候時ハ仕廻ニて二ヶ年分日合式貫目の違道有之ニ付、正二三此三ヶ月打込九年と見て、申ノ正月より來卯ノ極月迄八ヶ年之間右元銀拾目之高ヘ毎年六月極月兩度ニ手前より差出し候銀子を以、直クニ手前方へなし崩ニ被致候仕方年々の日合算用則左之通、

一此指引書町より認來候通写し置者也、



右之通也

但手前ニテ右銀高算用いたし見候て左ニ記ス、

元銀拾貢目

利ゾ四貫武百拾匁六分

日合年壹割定

二口メ拾四貫武百拾匁六分

但八ヶ年之間毎年武ゾ目宛出ス

此銀高ゾ拾六貫目也

指引ゾ壹貫七百八拾匁四分

八ヶ年ニ町の出目ニ成ル

一当町より此方江右借家借り請候証文之案紙左之通認米ル

但シ此義双方得心の上ならてハ難認儀と町中被存、先下書ニ  
てゑひ太殿より見せ被申、存寄も在之候ハヽ可申出由ニ

付、先案紙之写し左之通、

冷泉町西側会所家屋敷繪図定証文之事

室町冷泉町

年寄誰殿

町中

年号月日  
同 同 借り主 誰  
請人 誰

右繪圖之通當町会所家屋敷當申ノ年ム卯ノ年迄八ヶ年切借用申処  
実正也、則御請状并寺請状共御町江指出し申候、御法之通相背申  
間敷候、家賃壹ヶ年ニ武貫目宛之定毎年六月極月兩度ニ相渡シ可  
申候、下地建物之奥ヘ此方ム勝手ヲ建添住居仕候、下地建物修理  
等此方ム可致候、尤八ヶ年之切過候ハヽ宿料相対を以借用可申  
候、其節此証文相改可申候、為後日仍而如件、

絵 図

右之通為相談案紙認來候得とも、右之内家賃壹ヶ年ニ武貫目宛之  
定と相認在之、此義取初ゑひ太殿より承り候者、壹貫目家賃又壹  
メ目ハ日合引当テニ而有之由被申候ニ付、手前得心之返答申入置  
候、然る上は家賃日合別ニ書分ケ不申候而ハ後日ニ公事負ニ相成、  
勿論右のことく武ゾ目と認候而者手前町合もわけ相立不申義ニ候  
へ者、此趣断申候而右借屋証文ニ者壹貫目の宿料計相認亦壹貫目  
は証文別ニ相認指出し申積り、扱又年数八ヶ年過候而宿料相対を  
以借用可申と右案文ニ有之候へとも、此後相對ヲ以借用可申義未  
ニテ高下之処却而右のことく相認候而者後々甲斐ニ相成可申与と  
の相談之上、則手前より存入之案文相認差出し候事、則左之通式

通ニして指出ス、

冷泉町西側会所屋敷繪図定証文之事

銀日合為引当、當申ノ年より来ル卯ノ年迄八ヶ年之間一ヶ年ニ銀  
壱貫目宛毎年六月極月兩度ニ急度御町中江指出シ申所相違無御  
座候、為後日仍而如件、

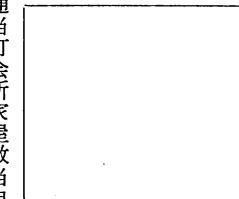
越後屋

甚兵衛

年号月日

吉兵衛殿

御町中



右繪圖之通當町会所家屋敷當申年より卯年迄八ヶ年借用申處實正  
也、則御請狀并寺請狀共御町へ指出し申候、御法之通相背申間敷  
候、家賃一ヶ年ニ銀壱貫目宛之定也、毎年六月極月兩度ニ相渡シ  
可申候、下地建物之與ニ此方より勝手ヲ建添住居仕候、下地建物修  
理等此方より可致候、為後日仍而如件、

借り主

同 請人

年号月日

御年寄

吉兵衛殿

御町中

一札之事

京都冷泉町関係史料

右之通手前相談之上存寄之文言相認指出し候處、海老太殿より町中  
江三月廿七日朝被及相談候處、町中被申候者、右壱ヶ年ニ武貫目  
指出し候内壱貫目ハ宿料亦壱貫目日合之引当ニ大様在之候へと  
も、何角なし銀高ニ而武貫目為宿料と証文ニ相認不申候而後日  
相済不申、無左候而者三井方より拾貫目之銀子町江借り受難成、他所  
より借り受間ヲ合可申間、兎角三井方より八ヶ年之間宿料武貫目と相  
心得差出し候様ニ町中被申候由ニ候、然者手前存寄之趣七左衛門  
口上ニ而申入候者、元來右筑初御相對之節壱貫目者宿料又壱ヶ年  
八日合引当と御申ニ付、左候ハ、彼は申上候而も御聞入無之上は  
御町義重ク候得者不及是非、八郎右衛門初傍輩共得心仕候間、弥  
宿料壱ヶ目日合壱ヶ目都合式ノ目壱ヶ年ニ毎年差出し可申候、左  
候上はいつまでも御借し被下候様ニ申入候御事、扱是迄初終御町  
より被仰出候通不相背得心仕候上之義ニ候条右家代拾ノ目他所より  
御借り受被成候を手前より差出し可申候間、御用立被下候様ニ初終

ニ是一色の御願ニて御町中ニも御聞済被下候上之義、然るニ此節  
彼是思召入被仰下候而者、於店ニさてく難義ニ奉存候条、此後  
ハ何分ニも手前方々指出し申工面ニ被成可被下候、然る上は右拾  
貢目為日合引当と武メ目之内壱メ目有之義ニ候得者、此帳合店表  
ニて承り役人別談ニて在之候得者、宿料と一緒に籠メ候て武メ目  
と一紙ニ相認候而者手前帳合不勝手有之、其上御町は不易店當役  
人は代りく相勤申義ニ候得者、跡役之者とも申送り候ても証文

表一紙ニてハ後々間違と出来申間敷ものニても無之、旁ニ付何分  
御願申候間、左候ハ、手形ニ通ニ而御承引難成思召候ハ、壱通ニ  
被成兎角宿料日合壱貢目宛ニ訳相立候様ニ被成可被下旨、依之海  
老太殿へ相頼申候處、殊之外迷惑かり被申候得とも、大そう成義  
ケ程迄落着仕寄申義ニ候得者、御望之通埒明申度ものと被申亦々  
町中打寄相談有之、漸少々了簡付候と右手前より認出し候絵図案  
文之與少々加筆有之、則彼方より相認來候ニ付亦々手前ニて相談  
いたし候處、年數八ヶ年過候而宿料相對を以借用申事後々差支と  
存無用ニ申出し候へとも、右之入割ニ而町より加筆左之通、

本文之内宿料式メ目と認而、

一下地建物修理等此方々可致候、尤八ヶ年過候ハ、宿料壱貢目宛

ニして御借し可被下旨承知仕候、仍而如件、

但町中了簡之上如此加筆いたし來り候ニ付思慮いたし見申候

處、何様此通ニ而者宿料式メ目者畢竟八ヶ年切相違無之、

右年數過候而者宿料壱貢目ニ而先はいつまでも借り受被申  
儀との証文ニ相聞へ候得者、却而面白証文武通ニ認候より

右認替差出し候証文之案紙左之通、

冷泉町西側会所屋敷繪図定証文之事

三月廿七日

諸同宜方と被存候、つまる処八ヶ年過候而宿料壱メ目宛ニ  
借り請申存念ニ手前方定メ居申候得者相済申儀ニ候、然ど  
も八ヶ年過候而諸相場之狂ひ金銀の変は案外之義先ハ其時  
ニ至り少ニても直切申方可然候、  
但シ今日ニてもゑひ太殿挨拶町中ニの評義等及聞候處、八  
ヶ年過候ハ、宿料下直ニ相対を以相改可申下心のよし噂有  
之候、

修理等此方より可致候、尤八ヶ年過候ハ、宿料毫貰目宛ニ御借し  
可被下候旨承知仕候、為後日仍而如件、

一手前より家代拾メ目町中へ差出し候ニ付、町より此方へ預り証  
文案紙左之通、

元文五年申三月廿八日

年号月日

借り主

越後屋  
甚兵衛

合銀拾貰目

年号月日

室町四条上ル町

請人

越後屋

右之銀當町入用ニ付預リ申処実正也、此手形次第急度相渡可申  
候、為其仍而如件、

元文五庚申年三月廿八日

年号月日

冷泉町

年寄

同

松屋吉兵衛  
井筒屋勘次

西洞院通四条下ル町

同

越後屋

七左衛門

五人組

十一屋長右衛門

同

七左衛門

年号月日

冷泉町

年寄

松屋吉兵衛  
井筒屋勘次

御年寄

越後屋

年号月日

冷泉町

年寄

松屋吉兵衛  
井筒屋勘次

立会之上銀子拾貰目相渡、手形受取金方へ相渡、但銀大文字や  
四郎右衛門封也、右家代井筒屋平七相対之上則拾貰目二而町へ相調被申候由、御  
法之通毫メ匁ニ金壹歩、則金式両式歩町代へ相渡候由用人新藏  
噂承申候、

一三月廿八日帳切寄會有之、立会人数左之通、

御年寄 松屋吉兵衛殿  
五人与 井筒や勘次殿  
立会 高宮長右衛門殿  
海老や太郎兵衛殿  
富山藤兵衛殿  
菅田や庄兵衛殿  
合七人 但錢や善七殿儀右相談二付重立候仁ニ有之故、此  
節御立会候答ニ候へ共、江戸表へ廿八日朝出立ニ  
付立会無之候、

一右家之儀ニ付長々之相談ニ而町中心遣有之、尤手前方へ求申ニ  
而者無之候得共、先者手前方之義ニ付町中彼是相談辛劳有之、  
勿論手前方へいつ迄も町々かり受候義ニ候へハ、行以諸事町沙  
汰味合克有之様致度、此意味旁ニて右帳切之節昼飯ニ而も指出  
し可申哉と海老太殿へ及内談候所、年寄へ聞合之上右心遣曾以  
無用可致趣被申越候へ共、其分ニ難差置、推而手前より提重一組  
諸白五升指出し候所、一段町中被致満足候事、

一廿九日早朝町中へ右一礼として七左衛門相廻り候方左之通、  
松屋吉兵衛殿  
十一屋長右衛門殿  
但此節留守ニて候間手代中へ申置

一右之儀ニ付心遣被成候付、八郎右衛門様右寄合之節一通り之御  
挨拶旁御出座有之候へハ、幾以何角味合も宜、此段申上候所、  
折節前日遠方へ御出被遊御氣分不勝候付此段御断、又者挨拶旁  
七左衛門寄会之席へ罷出候所、町衆何れも町寧成挨拶ニテ右提  
重櫛指出し申満足之段莫々一礼有之、先ハ右両品指出し候儀首  
尾合如何と存候所却而受方宜殊外味合克相聞へ候事、

但松吉殿勘次殿富山殿此三人へハ前度右一件ニ付段々願之通  
頼置候付、此度落着之行方手前存念之通不參心外ニ可存趣氣  
毒かり、訳而念入候斷之挨拶有之候、尤勘次殿義ハ老分之口  
聞ニ而諸事取計被申候得共、此度之儀者井筒屋方へ当り障有  
付、始終參会町中々被相除、仍之此度之儀ニ付候而ハ一向貪  
之ニ着不致趣、右寄会之場ニテ段々断被申、尤松吉殿勘次殿  
此御両人七左衛門致益帰り申候、尤右一卷始終海老太殿挨拶  
前後取持心遣被致候事、

一八郎右衛門様御儀町衆直談之上此度之場合一礼申筋無之一通り  
之挨拶迄ニ候へハ、右寄合之場へハ御出難被成所も少ハ有之、  
右之通御招被遊候、乍然手前方之儀ニ付町中心遣有之儀殊此已  
後町ノ地屋敷かり受申事ニ候へハ、との道追而町中銘々へ御挨  
拶旁御出被成積也、

高宮長右衛門殿

菅田や庄兵衛殿

富山藤兵衛殿

外二 石手洗鉢  
飛石

地服石

根駄石

但松屋弥七殿義ハ此節町參会諸事相

除有之義ニ付、參申候ニ不及候  
段、海老太殿ヲ承知申ニ付相除申  
候、一前三案文相認有之候絵図受負証文之儀、印形相調廿九日御年寄  
吉兵衛殿ヘ七左衛門持參致候事、但此下書き一通手前ニ扣有之候事、  
一右絵図之儀下地いつゝや寿正殿へ認遣し候通、すき写ニいた  
し認出し候事、一井筒屋寿正殿より下地取置候証文此度指歸し申ニ付、為念右文言  
此所扣置、

覺

一我等所持之屋敷冷泉町西側

間口 六間二尺五寸

裏行 絵図之通

外二二条之地絵図之通地尻ニ而入

但此所ニ二間ニ三間ノ土蔵一ヶ所有リ

右室町表通りニ而

間口六間二尺五寸

奥行二間通り之建物有其次ニ穴蔵有り

享保十七壬子年閏五月

越後屋甚兵衛殿

井筒や  
寿正 印判右証文三月廿九日いつゝ屋平七殿へ差戻し申候、但是迄地代一  
ヶ年四百丣也、然るニ此儀ハ古銀三百六拾丣ラ文銀相改如此  
ノ相對也、然るニ右落迄ハいつゝやと手前へかり受居申義ニ  
候へハ、正二三此三ヶ月宿料右之割以いつゝや方へ指遣候道  
理、此割合三ヶ月にて銀高百七丣五分、三月廿九日井筒やへ為  
持遣ス、



重テ了簡有之事

酒 諸白三升  
□白樽

甚兵衛分

一右同所へ

一播磨屋甚助殿へ

着 一折

セシム位

名酒 諸白

五升

塗樽也

史料一七 寛延元（一七四一）年五月（横江孫右衛門覚書）  
(別一三五〇一一)

一南隣町内会所屋敷讓請之儀段々相願申候得共聞済無之、当年より此末八ヶ年之間宿料一ヶ年イメハ宛て定ニ而、請状等茂仕替借り請候様ニと申參候、然共此末八ヶ年過候而者町内二余程銀子茂出来申事ニ候得者、其節ニ至弥讓請聞届も有之間鋪、其上宿料杯も又々上ヶ候様成義共被申掛候而ハ不勝手之筋、依之右地屋敷此度差戻し手前勝手前々之通普請取繕申工面、左候時ハ當時町内二銀子茂無數事故、品ニ寄又々讓請ニ相成申間鋪物ニ而茂無之候ニ付、品々御相談之上弥差戻申積ニ有之、委細御思慮之程御尤千万ニ奉存候、併私存念左ニ相認申候、

一右地屋敷宿料是迄一ヶ年ニセメハ宛差遣來候処、當年よりイメハニ相成是迄ハ半減、尤一ヶ月ニ凡チシヤ宛当り申候、先ハ大抵之宿料と奉存候、是迄さへ借り受居申候事、此末八ヶ年之間

宿料致減少大益之場ニ有之候故、此度町内申參候通此末八ヶ年之間ハ是迄之通借り受申度奉存候、尤右年数之内折々讓受之義相願置、備末ニ至菟哉角無理成義申出候ハ、其時こそ只今之通右地屋敷差戻シ普請仕替可申候、且八ヶ年も相立候内ニ者只今之町衆替り候義も有之、案外心易手ニ入候義有間敷物ニ而茂無之、夫とも其砌弥姪明不申候ハ、地屋敷差戻シ候逆も町内ニ差而意趣節無之道理、只今戻候時者云掛り之様ニ相成仮令町内借金致候而成とも、右明地借屋建ニいたし候様ニ相成候而者跡々之處何ニ而成共当り申様ニいきはり出来候而者氣毒奉存候、先者大家之事殊ニ八郎右衛門様町儀一巻急度御勤被遊候と申ニても無之、旁以何れニふしやうハ致内之義と奉存候、

一右地屋敷差戻シ元之通普請仕直候時者、殊外雜作成義隨分軽ク取繕候共凡ツサシメハ懸り可申と奉存候、然者余程銀高掛り其上勝手之所是迄之様ニ者無之、何角不勝手而已ニ有之候、傍亦此砌間口狹メ候義世間之思日入も如何哉と奉存候、

一此末八ヶ年借り請末ニ至銀子之綾ニ而壳放申義ニ候ハ、右此度普請入用之所ノ見候而者、セシムカ乃至マシム位迄出し而茂いまた徳用有之、其上勝手茂宜御事ニ御座候、畢竟町内ニ候銀子余慶出来申候処ハ述懷ニ候得共、夫たけはふしよう又差引算用詰ニて者勝手の方ニ有之候得者、兎角先八ヶ年之間借り受候方可然奉存候、扱又右年數過候而も宿料矢張イメハニ候得者、いつ迄もかり請候方宜奉存候、以上、右之通乍懸案存知入相認懸御目申候、以上、

此銀高壹貫四百四拾目

元文元辰年々同四年迄

一一年文銀五百四拾目宛

但古銀五割増之積を以

四年之間

史料一八 安永六（一七七七）年「室町冷泉町町持屋敷買得之節  
証文万端控」（別二三五〇一二）

（表紙）

「安永六丁酉年

室町冷泉町

町持屋敷買得之節証文万端控」

此銀高拾六貫目

延享五年迄

一ヶ年銀壹貫目宛

三拾年之間

此銀高三拾貫目

右四口銀高合

四拾九貫六百目也

一当店大坂方役所有之候處之地屋敷ハ當町井筒屋寿正殿と申仁持  
屋敷ニ有之候之處、店勝手ニ付岡本甚兵衛名前を以享保十七年  
子閏五月右寿正殿々借請、一ヶ年ニ古銀三百六拾匁宛之定ニ而  
式拾ヶ年之間証文を以致借用居候處、元文五年申三月寿正殿よ  
リ右家屋敷町内江文銀拾貫日ニ被致買得、則会所家屋敷ニ相  
成、其後一ヶ年銀式貫目八年限ニ当店江致借用來候之處、右申  
年々延享四卯年限ニ而八年之年數相満候ニ付、其後右借り貸翌  
辰年々改一ヶ年ニ銀壹貫目宛八年限之証文を以、安永六酉年迄  
致借用来候之處、銀高左之通、  
享保十七子年々同廿年卯年迄  
一一ヶ年に古銀三百六拾目宛

四年之間

右之通享保十七子年々当年迄四拾六年之間致借用銀子指出来候、  
然ニ宝曆十四申年々八年限之証文町内へ指出置当年迄認替無之ニ  
付、先月上旬年寄龜屋久四郎殿々永尾太郎右衛門呼ニ参り、右証  
文此節相改メ候様御申ニ付右之段別宅中江申入、扱又右地屋敷ニ  
付先年々度々譲り被下候之様申込候得とも兎角聞済無之、其後能  
折も有之候節譲り之儀願可申と存罷有候之處、前文之通此度証文

相改候様被仰付候ニ付、幸と存太郎右衛門より別宅中へ右譲請之儀及相談候處、先内々年寄へ右之段相顧見可申様相談相究り、則當時年寄久四郎殿へ太郎右衛門參右証文認替之儀承知仕候之段、抑内々右家屋敷御譲可被下哉之儀申入候處、何れ町内内相談仕其上にて否之儀可得御意と被仰下、則御寄会等御勤御相談有之候得共、全躰右地屋敷之儀一ヶ年ニ壹目宛店表々指出候事故、町内ニ而者半季／＼之出銀三而括り等不被致、仍而右出銀八町内之家督同前、然ニ右を店表へ相讓候而ハ譲銀町内ニ而いたし方無之、勿論是迄之通店表へ貸置候得者火災等何角与心遣無之、銀二振替候而ハ段々不足いたし候事故、矢張是迄之通可宜と町内御一統被仰候由ニて、御老人として願之通可宜と御申被成候仁無之ニ付、此度難出来趣相間得候、然るニ久四郎殿より太郎右衛門又々呼ニ参り被仰候ニハ、右ニ認候趣御談被成、且当町何れも只今之役持居候顔何れも昨今者ニ候間、先古き高宮屋弥兵衛殿方へ御出内々御頼可然と御申ニ付、則太郎右衛門右高宮屋へ参り内々相顧込候處、又候町内寄会等御付被下候得共、何れも右之思召ニ而所詮譲之儀難出来趣ニ有之候、然る處近江屋弥兵衛殿内々太郎右衛門方へ御出被仰下候ハ、右譲り之儀是迄之通之出銀ニ而者所詮出来申間敷と存候、亦御願之通此度譲請被成度思召入候ハ、是迄之出銀より矩模御付候而可然存候、左候ハ、今一応致相談見可申と被仰候ニ付、右之段別宅中へ及相談候之處、是迄出銀之上矩模相付候様成儀者難及相談と彼は談合有之候、然者又々高宮屋弥兵衛殿より太郎右衛門呼ニ参り、右地屋敷何程ニ御譲請被成候積と御尋ニ付、太郎右

衛門申候ハ、手前へ譲請候事ニ候得ハあなた様より何程と申儀被仰下候様いたし度段申込候處、右高宮屋殿内々町内打寄及相談候處、先年池田屋権兵衛殿年寄之節店表へ譲り候ハ、三拾貢目程と被仰候儀町内之内聞伝居候仁有之候由御申被成候ニ付、右之旨相談之上八郎兵衛様八郎右衛門様へ申上候處、式拾貢目位ニ譲り被吳候様可申入旨被仰付候ニ付、高宮屋殿へ内々右之段申籠候同左之通、

一右三拾貢目ニ相譲右銀高其元へ月三ノ利足を以御預ケ申、扱下地八郎右衛門様名前五軒役ニ有之候、全躰当町三軒役限ニ候得共、此度相譲り候屋敷四軒役相増都合九軒役御同名前三而御勤且順役等御勤不被事故、右為御挨拶半季ニ銀拾枚宛御指出被成候ハ、出来可申と御申、勿論石之儀御町内壹両人被仰候ニ付、存人御得意候と御談被成候、

一右之通又々致相談八郎兵衛様八郎右衛門様へ申上候處、今一応高宮屋殿へ懸ケ合心安付候様相願可申段被仰付候、仍太郎右衛門高宮屋へ参り右之通申入候處、然らハ式拾貢目ニ御買得被成外ニ拾貢目為樽代御指出被成候様可然旨被仰候、仍之右之趣御兩所様へ申上候處、先町内より被仰下候通可然と御相談決着ニ付、則高宮屋弥兵衛殿へ承知仕候段猶此未宜御執合頼入候と申籠メ候事、

右之通致返事候ニ付、霜月四日夜町内寄会御勤弥当月中ニ帳切相勤候様被仰付候、然ニ御名前御宅より当年ハ東少シ北ニ当り方角不宜ニ付又候相談いたし、別宅中之内方角宜方無之哉と神服

讃岐守様へ御考被下候様頼遣候之處、別宅中居宅もハ何れとも

ママシマ貢舟チカシ

方角不宜候、尤永尾太郎右衛門方々吉方ニ有之段、拵帳切吉日

以上

刻限等申來り候ニ付、右之段御両所様へ申上猶又町内へも申込

候處承知被下、則霜月十二日巳刻太郎右衛門名前を以帳切目出

岐阜縮面老人反代サセ

年寄

度相整申候、仍而出銀左之通、

一鰯節 一連代チ

龜屋久四郎殿へ

大四封印之儘

諸白 三升代ツサ入

吹舉人

一銀式拾貰目

家代出銀

一右同断

高宮屋弥兵衛殿

同

式十分一

郡内老人反代セエ

五人組

拾枚宛西ノ内ニ包

門木戸修覆料

一右同断

松屋彦兵衛殿

右同断目録并包熨斗添打扮ニ載添

御振舞料

一鑣節一連代チ

近江屋弥兵衛殿

一銀式拾枚

御櫻代

一銀式内

梅村七左衛門ヘ

大四封印之儘目録包熨斗添打扮ニ載添

御櫻代

一銀式内

杉本伊八

目録包のし打扮ニ載

御年寄様へ御祝儀

一銀壱兩

当町代

一銀式一枚

御年寄様へ御祝儀

一銀壱兩

梅村七左衛門ヘ

右同断

御吹舉人様へ

一銀壱兩

早川喜八郎

一銀四拾目

町代吟味料

一銀四拾目

町代奥印相整候ニ付

ミよし杉原ニ而包のしなし

町代吟味料

一金武千疋

早川喜八郎

大杉原ニ包付のし

町代吟味料

一銀四拾目

町代奥印相整候ニ付

大杉原ニ包付のし

町代吟味料

一銀四拾目

町代奥印相整候ニ付

大杉原ニ包付のし

町代吟味料

一銀四拾目

町代奥印相整候ニ付

一銀三匁宛八ツ

ちく  
十吉

たつ  
寅吉

きん  
兄弟

嘉七

源六

平七

一同仁兵衛殿々

御酒一樽五升セ折  
鰯壳本たこ一盃

御酒一樽三升  
潤メ同断

右之通到來いたし、尤永尾太郎右衛門名宛ニ而御送り被下候ニ付、翌日鳴一番御酒一樽三升宛着田屋兩家へハ太郎右衛門名前ニ而致返礼、扱亀久高弥近弥三軒へハ八郎右衛門様宛ニノ堅文を以左之通、

右之通相送申候、尤町代三軒十二日夜太郎右衛門袴羽織ニ而挨拶ニ參候節持參、町内右四軒左之通堅文ニ而、

一筆啓上仕候、然者今般買得之儀御影を以万端無故障調儀仕偏御執合故之御儀と忝大慶千万奉存候、隨而輕少之至御座候得共、何品進上之仕候、聊右御礼申上度如此御座候、恐惶謹言、

十一月十二日

越後屋

太郎右衛門

書判

右之通指送候而、当町内懸屋敷不殘袴羽織ニ而礼ニ相廻り候事、  
一亀屋久四郎殿々 生鯛式尾 潤メ イテ  
御酒一樽三升 セ折

一高官屋弥兵衛殿々 生鯛一枚 潤メ 同断  
御酒一樽三升

一鰯節一連代チ

錢屋善七殿へ

一近江屋弥兵衛殿々 生鯛式尾 潤メ イテ  
御酒一樽三升 セ折

生鯛式尾 潤メ マメ

一善田屋庄兵衛殿々

一善田屋庄兵衛殿々

十一月十三日

越後屋  
八郎右衛門  
書判

書判

右五軒々為祝儀櫻着致到来候儀ハ全ク手前出入被致候故之儀と被察候、然共右亀久近弥高弥三軒八郎右衛門様々御名前ニ而相贈候處、五人組之内松屋彥兵衛殿斗除候儀如何と存、相談之上是以右之通相贈申候事、

一鰯節一連代チ

右之品錢屋へ指送候儀者去ル九日夜町寄会之上五人組入替り有之、則右善七殿高官屋弥兵衛殿新組ニ相極り候、然ニ弥兵衛殿此度呼舉人之事故前書之通指送、善七殿斗除キ候事も難成ニ付右之

通相送申候、尤手前買得之儀組替り無之内相極り候事故、右之通

送り物輕ク有之候、然るニ善七殿より左之通、

一鰐式連

溜メ 銀マム  
セ折

右之通御返札被下候、

一銀壱両

一着一籠

右両家ハ方角考貰候故指送ル也、

一銀壱両

右寺請状印形相整貰候故指送也、  
帳切当日会所江指出候品々左之通、

富士之懸物 一幅井生花

にわとこ  
しらきべ

座栗子 大松葉 代しユエサ入サ厘

若やなき

一森

うつまき マ入 但武拾入前 代シツト

蒸菓子

摘羊羹 セ入 銘々益三載

ふのゆき セ入 やうし添

たばこ益 五つ きせる添

火鉢 三つ 茶碗式拾 茶台式

屏風 片シ 松二鳩

右之通指出申候

出座御名前

亀屋久四郎殿

高宮屋弥兵衛殿

井筒屋勘兵衛殿

誉田屋喜兵衛殿

松屋彦兵衛殿

高屋善七殿

錢屋庄兵衛殿

代仁兵衛殿

小西八兵衛殿

山田弁太郎殿

井筒屋十右衛門殿

代

近江屋勘七殿

池田屋妙源殿

御断

右之通御出座之上万端首尾能相済申候、尤

沽券状壹通并永代壳渡証文添

樽代請取書壹通

井筒屋寿正殿より町内へ壳渡之一札之下書壹通

右同所沽券状不都合ニ付添一札壹通

宝曆拾四年申年手前より町内へ指出置候絵図八年

限証文壹通

右之通町内より請取申候、沽券状ハ金方証文箋筒へ入置候也、残

り四通ハ一緒ニ封イロハ簾箭へ入置候也、扱町内へ指出候証文

之写左三留置候也。

但右買請人兩人町於会所調印いたし候様申来り候ニ付、向崎吉郎兵衛浅井文右衛門袴羽織ニ而參上印形相整申候、尤買主太郎右衛門帳切之節麻上下ニ而致出勤候事、

右町内へ出銀之内左二、

家代

銀式拾貰目

樽代

銀拾貰目

メ三拾貰目

右三拾貰目越後屋八郎右衛門代文右衛門太郎右衛門林右衛門三

郎兵衛清右衛門五人印形を以帳切相済候上三而預り帰り申候、

尤利足八月三朱と相定、來戌正月より利足付永々五月十一月二利

足銀町内へ指出可申事、

廿分一

銀壹貰目

門木戸修覆料

銀式拾枚

メ壹貫八百六拾匁

但軒役五拾壹軒半割

壹軒役三付三拾六匁壹分壹厘六毛

振廻料

銀式拾枚

メ額割式拾三人分老人前三拾七匁三分九厘

右之通割出来此度買得いたし候、家屋敷ハ太郎右衛門名前故、当店八郎右衛門様御名前五軒役分百八拾匁五分八厘并振廻料三拾七匁三分九厘都合式百拾七匁九分七厘右銀高宝高御印形を以御年寄より請取申候、仍之八郎右衛門様翌日御挨拶ニ御出被遊候事、

一右前書之通何角共万端合能相済候ニ付、帳切翌日町内斗八郎

右衛門様御挨拶ニ御廻り被遊候、且前ニも認有之候通御名前之

御宅より方角不宜ニ付、太郎右衛門名前ニ而相調置、明春ハ御名

前御宅より吉方ニ有之候ニ付、八郎右衛門様へ太郎右衛門より御譲替申上候積ニ而、則町内へも内々申達置候事、

但此証文式通  
壹通ハ西内ニ認

壹通ハ片折ニ認町代梅村七左衛門方ニ留置也

一札

壹通ハ片折ニ認町代梅村七左衛門方ニ留置也

壹ヶ所 四軒役

壹通ハ片折ニ認町代梅村七左衛門方ニ留置也

表口 六間式尺五寸

壹通ハ片折ニ認町代梅村七左衛門方ニ留置也

裏行 拾七間五尺壹寸

壹通ハ片折ニ認町代梅村七左衛門方ニ留置也

北隣越後屋八郎右衛門

壹通ハ片折ニ認町代梅村七左衛門方ニ留置也

南隣池田屋妙源

壹通ハ片折ニ認町代梅村七左衛門方ニ留置也

代銀式拾貰目

壹通ハ片折ニ認町代梅村七左衛門方ニ留置也

買主 越後屋太郎右衛門

壹通ハ片折ニ認町代梅村七左衛門方ニ留置也

右家屋敷壹ヶ所町中致所持候處、此度越後屋太郎右衛門方江壳渡

候ニ付、御吟味之趣承届候、右家屋敷ハ三拾八年已前申三月井筒

屋寿正より買求メ町中持來り、去ル亥年御改沽券状御割印頂戴罷有、則此度之買主太郎右衛門へ相渡候、尤家質ニも書入置不申、右家屋敷ニ付御上納銀懸り合等曾而無御座候、此度壳扱之儀ニ付町中其外他所々出入指構毛頭無御座、間數之儀も地境并買主立会六尺五寸棹を以相改、裏行ハ表溝前石より打、壳券状之通相違無御座、何方よりも何之指支無御座候、且又町儀出銀之儀者從前々被仰出候御條目之通堅相守、少茂過分ニ取不申候ニ付、買主ニ為致連判申候、若相違之儀有之候ハヽ、此判形之者罷出急度可申明候、為後日一札仍而如件、

室町通冷泉町

安永六丁酉年十一月十二日

年寄 龜屋久四郎

五人組 近江屋弥兵衛

五人組 松屋彦兵衛

町惣代 錢屋善七

吹舉人 高宮屋弥兵衛

買主 越後屋太郎右衛門殿

梅村七左衛門殿

永代壳渡申家屋敷之事

但西内ニ認

壱ヶ所 四軒役 室町通冷泉町西側

表口 六間武尺五寸

北隣越後屋八郎右衛門

裏行 拾七間五尺壱寸 南隣池田屋妙源

右之家屋敷壱ヶ所町中致所持候得共、此度要用有之三付代銀式拾貰目ニ其方江壳渡銀子請取申處無紛候、則御割印沽券状相渡候、尤右壳渡候儀ニ付町中其外地境并他之障毛頭無之候、若以來如何様之儀申出候共急度時明可申候、為後日永代壳券状仍而如件、

安永六丁酉年十一月十二日 壳主 町中

年寄 龜屋久四郎 五人組 近江屋弥兵衛

五人組 松屋彦兵衛

町惣代 錢屋善七

吹舉人 高宮屋弥兵衛

越後屋太郎右衛門殿

年寄 龜屋久四郎

五人組 近江屋弥兵衛

五人組 松屋彦兵衛

町惣代 錢屋善七

吹舉人 高宮屋弥兵衛

一札之事

但西ノ内ニ認

一此度越後屋太郎右衛門と申仁其御町所持之家屋敷買求メ被參候、此仁御公儀様御法度之切死丹弁ころひ其外御改之宗門ニ而茂無御座、又ハ武士之浪人ニ而茂無之候、其上只今公事等相拘り候仁ニ而も無之候、就夫兩人請ニ立申候、御公儀様御法度之儀者不及申御町中御定急度為相守可申候、且又如何様之六ヶ敷儀出来仕候共、請人罷出其明メ申上御年寄御組町中江少茂御難懸申間敷候、為後日仍而請狀如件、

安永六丁酉年十一月十二日

所書 買主 越後屋太郎右衛門

請人 越後屋吉郎兵衛

京都冷泉町関係史料

所書 請人 越後屋文右衛門

安永六丁酉年

十一月十二日

年寄 亀屋久四郎  
五人組 近江屋弥兵衛  
五人組 松屋彦兵衛

室町通冷泉町

御年寄

御町中

越後屋太郎右衛門殿

寺請状之事 但西ノ内ニ認

一此越後屋太郎右衛門と申仁室町通冷泉町町内所持之家屋敷此度  
買求メ被参候、此仁先祖ノ代々天台宗ニ而当寺檀那ニ紛無御座  
候、若切死丹又ハ転并御法度之宗門ニ而茂無之候、若左様之訴  
人於有之者御公儀様拙僧罷出其明メ急度申上、御年寄御組町  
中少茂御難懸申間敷候、為其請状如件、

東山真如堂塔頭

東陽院

安永六丁酉年十一月十二日

室町通冷泉町

御年寄

御町中

念書之事 但西ノ内ニ認

一此度御町中数年御持家私勝手ニ寄致所望候ニ付難相成儀ニ御座  
候處、御懇意を以御得心於被下候者、是迄五軒役之處四軒役相  
増都合九軒役を同名前三而順役等も相務不申候ニ付、右為御挨  
拶毎年七月極月ニ銀拾枚宛指出シ申候様御願申候處、御町中御  
相談を以御承知被下忝奉存候、然る上者後々ニ至無相違指出シ  
可申候、後日之念書仍而如件、

一此度前文之通御頼申上候處御承知被下忝仕合御座候、然る處主  
人八郎右衛門方当年方惡敷御座候ニ寄、當時之處拙者名前ニ而  
御譲り被下候様御頼申上候處、是以御聞届被下忝奉存候、右之  
訛ニ御座候ニ付來春譲り替仕候節主人八郎右衛門本文江調印可  
申候、依之念書仍而如件、

請取申銀子之事 但西ノ内ニ認

一銀拾貫目也

右者當町内所持家屋敷此度其元江壳渡候ニ付、為榎代御指出慥致  
受納候、為念仍而如件、

釜座通夷川上ル町

越後屋太郎右衛門

安永六丁酉年十一月十二日

室町通冷泉町

御年寄

御町中

預り申銀子之事

但西ノ内ニ認

合銀三拾貫目也

右之通愬預り申處実正也、何時三而茂御入用之節急度返済可申候、為後日之預り証文仍而如件、

越後屋八郎右衛門

代文右衛門

太郎右衛門

林右衛門

三郎兵衛

清右衛門

室町通冷泉町

御年寄  
御町中

史料一九 京本店「御触写」

(本二八八、本一六二一、別一二三九)

1

口触

一家屋鋪他人者勿論たとい親類江譲渡し候共、早速町内ハ不及申  
一類へも広めいたし帳面名前も改可申候、ゆづり渡シ候迄三而  
致不念打捨置重而及出入詮儀之上証拠も於無之者、向後奉行所  
へ取上ニ成候間、右之段町中へ可触知者也、

右御書付從江戸到来候間、此旨可相心得之旨洛中洛外へ可相触  
者也、但シ譲り替広めニ事寄せ年寄五人組金銀を取振舞等致申  
候ニ非分之義申掛け候ハ、吟味之上曲事ニ可申付候、以上、

一此度八郎右衛門指支御座候ニ付來春迄拙者共印形仕候、春ニ  
相成候ハ、早々八郎右衛門調印可仕候、為念奥書仍而如件、  
相成候ハ、早々八郎右衛門調印可仕候、為念奥書仍而如件、

越後屋八郎右衛門

代文右衛門

太郎兵衛直渡シ

安永六丁酉年十一月十二日

(享保五)  
子ノ二月

ゑひ屋

太郎右衛門

林右衛門

三郎兵衛

清右衛門

口上

此度御拂米買請申町々之軒數入申候、尤町役不仕候家々分ハ除之  
書付明日中ニ私宅へ御こし可有候、以上、

梅村四郎兵衛

呉服やノ分

室町二条上ル丁

三井

富山

室町御池下ル

いつくら

室町竹や町下ル

丁子や

室町竹や町下ル

布袋や

(享保七)  
六月廿六日

衣棚々申来ル、御町並ニ申遣ス、

3

覚

一室町三町組

(享保八)  
二月廿六日

三郎兵衛殿

庄三郎殿

家敷合百五軒半  
此米高廿五石九斗三升八勺四才五

代銀壹メ四百四拾三匁九分九リン七毛

但壹軒ニ付拾三匁六分八厘七毛一七三

右銀子組外々行事町へ取集メ来る廿五日新町通六角下ル丁三井三

郎助方へ行事町年寄持參可有之候、

5

年寄五人組定書  
一三年可相勤候

年寄

壱町ニ壱人

一式年可相勤候

五人組

壱町ニ三人

(享保七)  
寅十月十七日

梅村四郎兵衛  
但し十九日来ル、久兵衛直ニ返ス、

右之通年月を限り向後可相勤候事、

但無拠儀ニ而可持越候ハヽ、其趣奉行所へ可相伺候事、

卯十月

右之通此度松平伊賀守様御相談之上ニ而河野豊前守様於御役所ニ  
惣町中被召出、永々堅ク相守可申由被為仰付候、已上、

享保八年卯十月

年寄 松屋三郎兵衛印

五人組

紛屋太郎兵衛 同

平町人

富山屋藤兵衛 同

同

松屋吉兵衛 同

6

覚

一年頭御札惣町中為名代江戸下り入用洛中洛外惣寺社門前境内并

町中ノ分

壱軒役三付

三分四厘三毛宛

町代仲ケ間役料并小番給銀部屋入用洛中之分、但寺社門前除之

壱軒役三付

八分九厘六毛武宛

メ 壱匁武分三厘九毛武宛 洛中ヲ可出之

六角堂前鐘つき給銀下京ヲ出シ候ニ付

外ニ壱軒役三六毛余宛 下京ヲ可出之

右ハ吟味之上申渡候間、當卯八月ニ改候役數之通町切ニ取集メ堀川通蛭子川上ル町町代惣会所迄行事町ヲ致奉請取ヲ取可申候、且又右出銀取集メ之儀ニ付町々ニ而寄合等致入用銀拵候義一切可為無用候、以上、  
(享保八)  
卯十二月  
右御触之趣左之軒役之通町切ニ取集メ、來ル八日九日ニ昼時迄行事町ヲ御持參可有候、以上、  
十二月  
一五拾軒  
一五拾六軒半  
鏡屋町  
冷泉町  
7

一町々ニ而為用心与夜中行燈差出候儀、番屋ニ番人有之候所ニ差置候義勿論之更ニ候所、番小屋をはなれ候所ニ或行燈出し又者勝手ニより番やの向ニ町を隔差し候所も有之不埒之仕方ニ而候、左様成所二者致吟味番人罷有候番や計ニ可差置候、如此相触候上、番やはなれあんどう差置候ハヽ年寄五人組とも急度越度ニ可申付候、

一町々門木戸たて明候儀隨分念人町々ニ而可申付候、就夫夜中往来之者有之候時分立番出し、又者町送リニ致候所茂有之候由相聞得、毎度左様ニ可仕候儀町々難義の筋ニも可有之間、向後四ツ時木戸打候已後往来之者有之度々拍子木打隣町へ相知らせ、

其先くも右之通拍子木打送り往来の者有之と申儀知らせ合可

申候、尤拍子木打候數者町々申合何方も同事ニ打可申者也、

候、以上、  
御町中

年寄

覚

(享保九)  
辰ノ四月二日

口上之覺當町御触

一木戸之義ニ付御触書御承知可被成と存候、他町往還之人者拍子木三ツ打立候等ニ隣町番人申合候、町内出入之人々者名を承届出入之一方ニ而拍子木壹ツ打立候等ニ申付候、先達も申断候通、毎夜四ツ時過ニて出入多ク有之候得ハ番人も自然と油断ニ相成候事可有之候間、町内衆中用事等随分はやく御仕廻候而四ツ過出入無数候様ニ可被成候、為其又々申断候、以上、

(享保九)

辰卯月四日

年寄

覚

一人數何拾何人 内 男何拾何人  
一人數何拾何人 内 女何拾何人  
右私家内相改畫面之通相違御座なく候、  
享保十一年午五月 何屋誰印  
室町冷泉町御年寄  
十一屋長右衛門殿

10

当春大納言様御庖瘡御快然御祝義、為惣町中名代当四月年寄町代被下候處、公方様日光御社参還御御祝義共兩様献上物指上候ニ付、右入用洛中洛外惣寺社門前境内并町中へ割銀掛候条、  
壹軒ニ付銀七分四厘四毛宛可出之

右者去冬出シ候員數之通町切ニ取集メ堀川夷子川上ル丁町代惣会所へ行夏町々持參請取書を取可申者也、

(享保九)

八月

下御靈神主

(享保一三)  
申七月

右之通り申来り候、警固役々在之例年通り差出くれ候様ニ頼参

一五拾軒

鏡屋町

一五拾六軒半 冷泉町

メ百六軒半

右之銀子來ル廿七日四ツ時タメ八ツ迄ニ行事町々会所へ御持參可有之候、以上、  
申七月 十九日廻ル 梅村四郎兵衛

11

覺

此度象京都江引寄候御入用、洛中洛外寺社門前境内并町中之分

壱軒役付

五厘宛

但象通筋并六丁町之分軒役除之

右者吟味之上申渡候間、町切ニ取集堀川夷川上ル丁町代会所江行

事中々來廿日迄致持參請取書取可申候、且又右出銀取集メ儀ニ

付、町々ニ而寄会等入用銀掛候儀一切可為無用候、以上、

(享保一四)

酉五月十三日

一四拾九軒 鏕屋町 一五拾六軒半 冷泉町

右役數之通出銀取集メ、当月廿日五ツ時行事町々会所江御持參可

有之候、以上、

酉五月十四日

12

口上之覚

此度町方寺社方々所々飢人江米錢其外何にニよらす施シ候者之名  
(行) 所書出シ候様ニ被仰出候間、右之高書付当十四日迄ニ私宅江可被

指越候、且又町々家持メテ米錢取集町内困窮之借屋共へ施シ遣シ  
候類、又ハ家主シテ自分借屋へ遣シ候物之品員數、尤町名書付可被  
差越候、此類無之候ハ、其趣書付御越シ可有之候、以上、

(享保一八)

丑三月十二日

梅村四郎兵衛

右施之儀當町タメ尋ニ來候節返答ニ、

一手前儀此間御役所タメ御尋御座候ニ付、一昨十一日書付指上ヶ申  
候間、左様御心得可被下メテと可申達候、以上、

三月十三日

月番名代

13

覺

右三拾八枚

一三拾九枚

鏡屋町  
冷泉町

右ハ先達而被仰出候養源院護札ニ而相渡メテれ候様ニ申来ルニ付、  
則組町タメ仕分ケ持進候、組町へ御渡可被成候、押而すメテめ候儀ニ  
而ハ曾而無之候得共、町々年寄中隨分世話致遣候様ニとの御事ニ  
御座候、尤御札一枚ニ付護摩料六錢つタメ御座候、取集メ之儀も左  
様ニ御心得可被下候、右護摩料此方へ請取候時分ハ追而可申入

候、已上、

(享保一〇)

九月五日

14

此度女御御殿御里御殿御普請手伝人足賃銀京都町中并五畿内御藏入江前々之通令割賦候間、町役壱人二付壱匁壱分三リン六毛ツヽ、当月晦日迄之内其組町申合、押小路通柳馬場東へ入ル町嶋本三郎九郎方へ持參相渡手形取之候様可相触者也、

(元文二)

巳三月廿一日

右割合之外、包賃等入可申候間、行事町迄其段口上ニ而可申聞旨被仰付候、以上、

冷泉町五十六人半

15

一昨八日院参町出火之節町歩人足之内別而精出相勧候町々御両殿様御目ニ留り候書上候様被仰渡則書上候所、御呼出御褒美之御言も可被下候得共、隙取銘々家職之妨ニ也可相成候間、拙者共ニ右之趣申通候様被仰出、猶又此已後出火之砌早速欠付可申候、別而御所御近所ハ猶以早ク欠付申候様可申渡旨被仰渡候、以上、

(元文二)

梅村七左衛門

申霜月十日

鏡や町  
冷泉町

史料二〇 「永晝」一番(本二二三)

1 (享保一八年六月二八日)

一当町松屋吉兵衛方ニ相勤居申候デツチ十四五歳ニ相成者之由、当十三日之朝より出奔いたし候故、方々相尋候得者、六条辺ニとらへ申由、然此者存念侍ニ相成可申所存之由ニ而、晒紋付唯子ニ生衣羽折帶刀三龍成居申由、此拵料ハ出奔之刻銀子八拾目盜取出候由有之候、

2 (同八月二二〇日)

一金蔵様伝蔵様御出立御振廻今日於湊屋有之、

当町衆人別左之通

西側之分

東側之分

松屋太兵衛	誉田屋庄兵衛	井筒屋新兵衛	十一屋叟周
松屋彦兵衛	同 吉兵衛	錢屋善七	井筒屋七兵衛
富山藤兵衛	泉屋十左衛門	同 十右衛門	越後屋久誠
錢屋惣左衛門	海老屋太郎兵衛	伊勢屋長右衛門	井筒屋寿正
井筒屋勘兵衛	越後屋八郎右衛門	和久屋およし	大黒屋庄兵衛
同 善五郎	松屋武右衛門		

坂本屋四郎右衛門 同 忠七

3 (享保一九年三月二二日)  
十二日鑿天

一 今日ハ当町久々ニ而參會有之、湊屋方へ被申付、夕飯ハ湊屋ニ

而有之、屋之内ハ智恩院山門之辺へ幕ヲ出し遊山有之由、手前

行事ニ付廻状等ハ此方ニ而相認申候、取持三罷出候儀ハ無用之

由ニ候故其分ニ相成申候、幕毛氈之類者手前ヲ指出し申候、扱

手前普請有之已後町へ付届も無之ニ付、右之心を指含、此度町

中久々ニ而之会期故、金子五百疋嚗酒五升町中へ指出し候處、

殊外皆々御満足之由有之候、

4 (同七月二日)

二日晴天

一 今四つ過町内御顔見世八郎右衛門様御出被遊首尾克相済、尤御

弘出銀別紙相認指出ス、其外御年寄五人組へ夫々札状を以、樽

肴御指送被遊、右御町義一巻町内御印形入之箱手帳三も記有之、

5 (同七月四日)

四日晴天

一 今四つ過、衣棚町内江初而八郎右衛門様御出会被遊、御名前御

譲請御弘有之、則町内へ白銀一枚并年寄へ銀一両、用人へ銀三

匁御指出し被遊、首尾克御町義相済申候、右之外ニ金百疋上  
村九郎右衛門へ此度為御祝儀被下置之候、

6 (同七月三〇日)

一 今日当町松屋淨雲老死去有之由、則悔三手代指遣、(下略)

7 (同八月二日)

二日晴天

一 八郎右衛門様此度大坂御下向之上、町内御名前弘被仰出、則御

町義無残所首尾克御調被遊、其外御内用向旁も得と御仕廻被遊

候ニ付、一昨卅日之夜九時、大坂表御乗船、昨朔日昼七半時御

機嫌克御帰京被遊、

同 (中略)

一 松屋淨雲殿葬送今七時七条二而有之、店々六郎兵衛罷出、

8 (同一月八日)

八日晴天

一 八郎右衛門様御義今夜舟ニ而大坂表へ御下向被遊、御下り掛ニ

道明寺へ御参詣、夫々直ニ紀州表へ御立寄、彼地御用向相済次

第大坂表へ御越被遊、御屋敷向井町内へも御挨拶御出被遊候積

有之候、

9 (同一月三〇日)

卅日晴天

一 太田備中守様御義今朝五つ時松屋彦兵衛殿方へ向御着座被遊、

直ニ御諸司様へ御越被遊、松屋方迄御帰被遊、暫御休息之上、

今星九時大坂表へ御発駕被遊、右ニ付手前見世暫休之内片付

借しつれ候様松屋彦兵衛殿被參、無余儀被相頼候ニ付町衆の義  
旁無拵筋故、何れも相談之上、木綿方北の方半分仕切、扱通帳

京都冷泉町関係史料

場々金方迄一面表へ幕ヲ掛火鉢たはこ益等夫々致用意、何角世  
話いたし候もの若キ者三人子共四人附置、勿論畧表替等例年共  
此砌いたし候故、被越前日迄ニ表替等不残相仕廻、暫之内水引  
のふれん取幕を掛屏風ニ而間ヲ仕切貸し遣候處、松屋彦兵衛殿  
殊外滿悦被致候、

10 (享保二〇年一月二四日～二六日)

廿四日

一下町播磨屋長左衛門殿へ井筒屋寿正殿息女今晚婚礼有之、

(二五日)

一今朝井筒屋寿正殿へ婚礼為祝儀、八郎右衛門様より御状ニして  
寿正殿へ向鰯節式連御酒一樽被進上候、則御返事參ル、

廿六日晴天

一今日井筒屋寿正殿より生鰯式尾御酒一樽參ル、尤八郎右衛門様へ  
文添參ル、

13 (同八月一〇日～一日)

十日曇天

一当町会所普請成就ニ付、八月五日町衆御參会有之ニ付、座席之  
書付相廻り則左之通、

北側 南側

年寄

三右衛門

勘兵衛

吉兵衛

善七

聴信

太郎兵衛

十右衛門

藤兵衛

庄兵衛

吉十郎

長右衛門

弥七

庄七

八郎右衛門

忠兵衛

以上

11 (同二月一一日)

一今日八郎右衛門様當町河合三右衛門殿方へ婚礼為祝儀御出被遊  
拝手前より鰯節一連御酒一樽千代世五升八郎右衛門様より御状ニ  
ノ指遣、

卯八月

一隱居之衆中出座之節可為別席候、

一他町御衆中御出座之節右席之次々江御着座可被成候、  
但毎月於御出座ハ席相立可申候、

12 (同四月二一〇日)

廿日晴天

一右之通北側南側廻文式枚ニノ前夜ニ相廻り申候、尤奥晝同事也、  
一右寄会之節、八郎右衛門様御不快ニ付、右為御断茂兵衛龍越叟

一当町伊勢屋長右衛門殿内義昨日死去三付今日於黒谷葬礼有之、  
茂兵衛龍出、

周殿太郎右衛門殿へ掛御目申入罷帰候、

十一日雨天九時より晴

今日宗旨帳町へ指出ス、

室町卷物屋中

享保二年酉ノ十月廿九日

右十月廿八日ニ被為仰出、翌廿九日ニ相認、室町五丁町連判仕差  
上ヶ候、

14 (同一一月二六日)

一当廿四日衣棚家屋敷御譲替之儀、則譲証文西御屋敷へ八郎右衛門様御持參、勿論衣棚年寄九郎右衛門、五人組伝五郎殿孫右衛門殿何れも同道ニ而御出被遊直御判調御公辺首尾克相済申候、依之町代梅村四郎兵衛へ銀二両、下代中村小兵衛へ銀三匁、衣棚用人へ式匁為札為持遣候事、

史料二一 「会所諸用留」一番～四番 (本七五九～七六二)  
1 (享保二年一〇月)

奉差上一札

一唐人阿蘭陀端物之儀長崎問屋より買請それく之商売人へ壳渡

シ候処、近キ頃猥に他所ニ而唐端物類買紛敷儀も御座候由被為

聞召候ニ付、此度被仰出候御触之趣奉承知、急度相守可申候、

然上者問屋手前より買請それく之商売人へ壳渡し、少

茂高直ニ仕間敷候、若此度之御触ニ事寄せしめ売又ハ高直ニ仕

候歟其外不埒成売買之仕形御座候ハ、如何様共曲事ニ可被仰付候、為其一札奉差上候、以上、

2 (同八年一二月)

口上

一御寄合之節一通御断申上候処、先拙者方御除被下候而御役目相濟候由承知仕候、夫ニ付手前店大間口ヲ構罫在御町内御無人之御事此砌何角與御苦勞成御儀推察仕候、然共私儀他町住宅と申、殊無拠訛旁ニ付不得止事御断申上候、然とも此節之儀ニ御座候得者店預ケ置候支配人之内、名代ニ指出相応之御町儀相勤させ度奉存候、尤私儀も御寄会等之儀ハ是迄之通御指図次第出勤可仕候、右之趣御町内御参会之刻程能御沙汰奉願候、以上、  
十一月廿二日  
三井八郎右衛門

海老屋太郎兵衛様

口上之覺

一御寄会之節御断申上候処、御了簡之上先私方御除被下候而御役目相濟候由承知仕奉存候、夫ニ付私他町ニ住居仕、殊無訛旁ニ付不得止事御断申上候、然共手前店大間口抱罫有御町内御無人之御事御座候得ハ、名代指出相応之御町儀相勤させ度奉存



5 (同年閏三月)

卯閏三月六日

一今日当町御年寄叟周殿より左之通様子尋ニ參ル、

御役所御証文方御帳面二

一室町二条下ル町

三井八郎次郎

右者牧野越中守様御用達と有之候、

此度

一室町二条上ル町

三井八郎右衛門

右者牧野越中守様吳服所と書付參候、

右之通之違如何御座候哉、前方ハ八郎次郎殿ニ而室町二条下ル町

ニ御座候ヘ共、只今者室町二条上ル八郎右衛門殿ニ而御用達并吳

服御用共御座被成候哉、又者御用達ハ御止被成、吳服御用達ニ候

哉、御役所之御帳面と此度御書出し被成候紙面と達申ニ付如何承

度候、

右之通御年寄叟周殿より書付を以被尋越候ニ付、年寄ノ口上書相認

指出し、則茂兵衛名前ニノ左之通相認茂兵衛致持參候、

口上之覚

一牧野越中守様御用達、最初八郎次郎相勤來候得共、先達而死  
去仕候ニ付、其後新町六角下ル町同苗三郎助方ニ而御用相達

申候、八郎右衛門義者吳服御用相勤申候、此等之趣宣被仰達  
可被下候、以上、

三井八郎右衛門店

閏三月六日

御年寄 十一屋叟周殿

茂兵衛

6 (同年一〇月)

享保廿年卯十月室町卷物屋之分東御役所江被召出候之由吉文字屋  
久兵衛方々為相知候付、此度者卷物屋仲間軒敷相極可申儀難計、  
因茲木印方へ口上書相認両替店太郎兵衛を以申入候事、

口上

今度室町卷物や共名前御尋被為成候段奉承知候、就夫私方店之  
儀当地ニ而地壳ハ不仕候得共、五六十年來五軒之唐物問屋へ罷  
出諸反物買請申候、則此段卷物や共も存知罷有、今以不相替問  
屋買仕候、此度卷物屋共名前之書付指上候段承知仕候付、乍憚  
書面之趣申上候、以上、

十月七日

三井八郎右衛門

同十月九日東御役所江被召出是迄問屋立仕來り候者向後京都問屋  
之外大坂堺其外ニ而系端物買請申候様ニ被為仰付、則証文指上  
候事、

卷物屋仲間其外富山喜左衛門越後や勘四郎此分より指上候一  
口上之覚

札之写  
奉指上一札

場々金方迄一面表へ幕ヲ掛火鉢たはこ益等夫々致用意、何角世  
話いたし候もの若キ者三人子共四人附置、勿論暁表替等例年共  
此砌いたし候故、被越前日迄ニ表替等不残相仕廻、暫之内水引  
のふれん取幕を掛屏風ニ而間ヲ仕切貸し遣候處、松屋彦兵衛殿  
殊外滿悦被致候、

一当町伊勢屋長右衛門殿内義昨日死去ニ付今日於黒谷葬礼有之、  
茂兵衛龍出、

13 (同八月一〇日～一日)

十日曇天

一当町会所普請成就三付、八月五日町衆御參会有之二付、座席之  
書付相廻り則左之通、

北側 南側

年寄 三右衛門

勘兵衛

吉兵衛

善七

聰信

太郎兵衛

十右衛門

藤兵衛

庄兵衛

吉十郎

長右衛門

弥七

庄七

八郎右衛門

忠兵衛

以上

一隠居之衆中出座之節可為別席候、

一他町御衆中御出座之節右席之次々江御着座可被成候、

但毎月於御出座ハ席相立可申候、

卯八月

11 (同二月一一日)

一今日八郎右衛門様當町河合三右衛門殿方へ婚礼為祝儀御出被遊  
拝手前より鱗節一連御酒一樽千代世五升八郎右衛門様之御状ニ  
ノ指遣、

12 (同四月二一〇日)

廿日晴天

右之通北側南側廻文式枚ニノ前夜ニ相廻り申候、尤奥書同事也、  
一右寄会之節、八郎右衛門様御不快ニ付、右為御断茂兵衛龍越要

周殿太郎右衛門殿へ掛御目申入罷帰候、

十一日雨天九時より晴

今日宗旨帳町へ指出ス、

室町卷物屋中

享保二年酉ノ十月廿九日

右十月廿八日ニ被為仰出、翌廿九日ニ相認、室町五丁町連判仕差上ケ候、

14 (同一一月二六日)

一当廿四日衣棚家屋敷御譲替之儀、則譲証文西御屋敷へ八郎右衛門様御持參、勿論衣棚年寄九郎右衛門、五人組伝五郎殿孫右衛門殿何れも同道ニ而御出被遊直御判調御公辺首尾克相済申候、依之町代梅村四郎兵衛へ銀一両、下代中村小兵衛へ銀三匁、衣棚用人へ式匁為礼為持遣候事、

史料二一 「会所諸用留」一番～四番 (本七五九～七六二)  
1 (享保二年一〇月)

奉差上一札

一唐人阿蘭陀端物之儀長崎問屋より買請それく之商売人へ壳渡し、少

シ候處、近キ頃猥に他所ニ而唐端物類買紛敷儀も御座候由被為

聞召候ニ付、此度被仰出候御触之趣奉承知、急度相守可申候、

然上者問屋手前より買請候直段ニ応し無滞諸商売人へ壳渡し、少  
茂高直ニ仕間敷候、若此度之御触ニ事寄せしめ売又ハ高直ニ仕  
候歟其外不埒成充賣之仕形御座候ハ、如何様共曲事ニ可被仰付  
候、為其一札奉差上候、以上、

2 (同八年一二月)

口上

一御寄合之節一通御断申上候處、先拙者方御除被下候而御役目相  
済候由承知仕候、夫ニ付手前店大間口ヲ構罷在御町内御無人之  
御事此砌何角与御苦勞成御儀推察仕候、然共私儀他町住宅と  
申、殊無拠証旁ニ付不得止事御断申上候、然とも此節之儀ニ御  
座候得者店預ケ置候支配人之内、名代ニ指出相應之御町儀相勤  
させ度奉存候、尤私儀も御寄会等之儀ハ是迄之通御指図次第出  
勤可仕候、右之趣御町内御参会之刻程能御沙汰奉願候、以上、  
十一月廿二日

三井八郎右衛門

海老屋太郎兵衛様

口上之覚

一御寄会之節御断申上候處、御了簡之上先私方御除被下候而御役  
目相済候由承知仕添奉存候、夫ニ付私他町ニ住居仕、殊無訛旁  
ニ而不得止事御断申上候、然共手前店大間口抱罷有御町内御無  
人之御事御座候得ハ、名代指出相應之御町儀相勤させ度奉存

候、尤私儀も御寄合等之節者是迄之通御指図次第出勤可仕候、

右之趣御町内御参会之節宜御沙汰奉願候、以上、

十一月廿六日

一銀五枚

同断 振廻銀也

壱軒役三付会所へ之出銀

但三軒役也

海老屋

一銀五枚

同断 振廻銀也

但三軒役也

太郎兵衛様

坂本や九右衛門様  
松屋彦兵衛様

一銀八枚

同断 汗出銀也

但三軒役也

坂本屋仁兵衛様

三井八郎右衛門  
外二  
右者壱軒役三付出銀積書也

3 (同九年四月)

讓状之事

一我等相果候ハ、当町東側家屋鋪同苗八郎右衛門指図次第如何様  
とも被成可被下候、然上ハ他之妨毛頭無御座候、為後証讓状仍  
而如件、

三井源右衛門

一銀三拾枚

名代祝儀

一銀式拾枚

御振舞料代

一金三両と銀式枚

御年寄へ樽肴代

一金五百足宛

吹舉人三人へ遣

一金壱両

用人忠介へ遣

4 (同一〇年一月)

覺

一此度御大名様御旗本様御用達吳服所相勉候分書出シ可申旨御触  
之趣承知仕候、私方牧野越中守様吳服相勸申候、其外御大名様  
方御旗本様方不時御用御召類所々奉調進候、然共吳服所と申候  
而承候方者無御座候、以上、

卯二月廿五日

享保七年寅十月衣糊金屋家屋鋪相求候ニ付、家代銀之外町内へ之

出銀左之通、

一銀六百五拾目

御年寄

十一屋叟周殿

室町通二条上ル丁 三井八郎右衛門

廿歩一銀

5 (同年閏三月)

卯閏三月六日

一今日当町御年寄裏周殿より左之通様子尋ニ参ル、

御役所御証文方御帳面ニ

一室町二条下ル町

三井八郎次郎

右者牧野越中守様御用達と有之候、

此度

一室町二条上ル町

三井八郎右衛門

右者牧野越中守様吳服所と書付參候、

右之通之違如何御座候哉、前方八八郎次郎殿ニ而室町二条下ル町ニ御座候へ共、只今者室町二条上ル八郎右衛門殿ニ而御用達并吳服御用共御座被成候哉、又者御用達ハ御止被成、吳服御用達ニ候哉、御役所之御帳面と此度御書出し被成候紙面と違申ニ付如何承度候、

6 (同年一〇月)

享保廿年卯十月室町巻物屋之分東御役所江被召出候之由吉文字屋久兵衛方々為相知候付、此度者巻物屋仲間軒數相極可申儀難計、因茲木印方へ口上書相認両替店太郎兵衛を以申入候事、

口上

今度室町巻物や共名前御尋被為成候段奉承知候、就夫私方店之儀当地ニ而地壳ハ不仕候得共、五六十年來五軒之唐物問屋へ罷出諸反物買請申候、則此段巻物や共も存知罷有、今以不相替問屋買仕候、此度巻物屋共名前之書付指上候段承知仕候付、乍憚書面之趣申上候、以上、

十月七日

三井八郎右衛門

同十月九日東御役所江被召出是迄問屋立仕來り候者向後京都問屋之外大坂堺其外ニ而糸端物買請不申候様ニ被為仰付、則証文指上

卷物屋仲間其外富山喜左衛門越後や勘四郎此分より指上候一事

一牧野越中守様御用達、最初八郎次郎相勤來候得共、先達而死指出し、則茂兵衛名前ニノ左之通相認茂兵衛致持參候、

口上之覽

一牧野越中守様御用達、最初八郎次郎相勤來候得共、先達而死去仕候ニ付、其後新町六角下ル町同苗三郎助方ニ而御用相達

札之寫  
奉指上一札

一 唐阿蘭陀端物当地長崎問屋之外大坂堺其外他所ニて買候儀前々

ム御停止被仰付候所、近年猥罷成他所買仕候者有之候由達御聽

不埒被為思召候、向後他所買仕候ハヽ、急度御咎可被仰付旨今  
日私共被召出被仰渡候御趣奉畏候、此已後急度相守可申候、為  
後日連判請書奉指上候所依而如件、

卯八月

手前々指上候一札

奉指上一札之事

一 唐阿蘭陀糸反物京都問屋之外大坂堺其外ニ而一切買請申間敷段  
先達而被為仰付候御趣、自今尚更急度相守候様被仰渡奉畏候、  
為其御請一札奉指上候所仍而如件、

享保廿年卯十月九日

越後や八郎右衛門代

与右衛門

奉指上一札之事

御奉行様

7 (元文二年六月)

元文式年巳六月指紙之覚

室町二条上ル町

三井八郎右衛門

御奉行様

右当月廿八日四ツ時町ノ者壱人付添東御役所江可罷出候、尤

江戸店之分被召候ニ付、八郎右衛門殿ニも被罷出候様ニと被  
仰付候、以上、

六月廿六日

中村小兵衛

冷泉町

御年寄叟周様

右之通申來候ニ付両替店助九郎木印方江指遣シ内意承合候處、  
唐反物賣方之儀ニ付被召出候由、依之与三右衛門罷出候、  
町五人組高宮長右衛門殿付添被出候事、

但八郎右衛門様此節大坂江御下向ニ付名代ニ而も苦敷有間鋪

哉、是又木印江相尋候處、成程名代ニ而宜由之事、  
一 東御廊下江罷出候處、右於場所公事方御役木村勝右衛門様河口  
彦次郎様御兩人御立会御口上ニ而被仰渡候者、先達而申渡候通  
唐反物京都問屋之外大坂堺其外ニ而買請申間敷候、尤享保廿年  
卯十月九日右御請証文差上置候得共、猶又此度証文相認候様被  
仰渡、則左之通、

御奉行様

一 唐阿蘭陀糸端物京都問屋之外大坂堺其外ニ而一切買請申間敷段  
先達而被為仰付候御趣奉承知、其節御請証文奉指上候、猶又急  
度相守候様此度被為仰渡奉畏候、為其一札奉指上候處、仍而如  
件、

元文式年巳六月廿八日

越後屋八郎右衛門代

与三右衛門

御奉行様

右三月廿八日四ツ時町ノ者壱人付添東御役所江可罷出候、尤

江戸店之分被召候ニ付、八郎右衛門殿ニも被罷出候様ニと被  
仰付候、以上、

六月廿六日

中村小兵衛

史料二二 「賄方永代帳」一番（本一五五二）

〔五月〕

享保廿年卯五月廿二日夕々廿三日迄

一毎例店煤払いいたし候ニ付、隣家隣町へ相触候方左之通、

向側 伊勢屋長右衛門殿より下不残

西側 菅田屋庄兵衛殿より下不残

右当町内之分ハ今井市兵衛指遣、

二条通 室町より衣棚迄

北側之分不残

衣棚 東側九郎右衛門北隣より下不残

西側京屋より下不残

右二条通より衣棚ハ台所男指遣、

〔六月〕

一当町年寄へ為暑氣見廻真桑瓜式拾指遣、但八郎右衛門様より之御  
状ニ而指遣可申事、

〔七月〕

此音物中元祝儀也

一町内音物指遣候品左之通、

大自三 砂唐計 凡サマ入 杉曲物

う七月改

宗清様江 白砂糖 三斤

一御年寄江

八郎右衛門様江 同

八郎右衛門様より

但堅状也

中元祝儀也

一連

〔後筆〕

「延享二年丑十一月廿六日より鈴木太郎兵衛殿年寄相勤被申候、  
依之素麵止ニメ饅ふし一連寅七月より差送り申候、宿老外へ相渡  
し申候ハヽ、下地之通素麵差送り可申事。」

一海老屋太郎兵衛殿江

御同所様より

同拾五把

一衣棚御年寄江

御同所様より

同拾把

但廻り持

〔後筆〕

「享保十七子七月

一隣屋鋪借請候ニ付宿老用人二季札銀

半季 宿老六勺 但イサ入宛四軒役也  
用人八勺 但セレ宛 右同断」

一当町用人役料

是ハ町出銀ノ内ヘ込メ  
申来故別ニ遣不申候、

西侧 廿五勺

但壹軒役ニ付五勺宛

一衣棚用江

干物 拾五枚

銀三両

京都冷泉町関係史料

(貼紙)

一当町用人江 (干物廿枚) 十五枚  
 一髮結賀 銀三枚  
 一四郎兵衛江  
 但半季也

(付箋 1)  
 「二季出銀割合不同有之、例年役人方々申来り候砌相尋出  
 し可申候」

(中略)  
 一衣棚用人々髮半分相願候ニ付、何角なし金子百疋指遣、髮結ハ  
 当町入申更、

[十一月]  
 町内寒氣見廻左之通  
 一鶏卵 五拾 御年寄へ  
 鳴十二月ヨリ用人方々 但八郎右衛門様口上書ニ而  
 内「」を以  
 鶏卵五拾代銀子式両ニ而指遣 着籠ニ入遣  
 一辰極改「」式両也 但看代と肩書  
 一同 三拾 海老屋太郎兵衛殿へ  
 但支配人手紙遣  
 一諸白  
 戊極月々無用成 右同断  
 三升 松屋三郎兵衛殿へ

(付箋 3)

[付箋 2)  
 「延享二年丑十一月廿六日  
 当町宿老 鈴木  
 海老屋太郎兵衛様ニ成ル  
 依而為寒氣見舞鶏卵五拾一籠差送ル、宿老外江相渡申候節  
 八下地之通三拾差送リ可申候事、

[付箋 2)  
 「延享二年丑十一月廿六日  
 当町宿老 鈴木  
 海老屋太郎兵衛様ニ成ル  
 依而為寒氣見舞鶏卵五拾一籠差送ル、宿老外江相渡申候節  
 八下地之通三拾差送リ可申候事、

(付箋 2)

其已後者御疎遠之至罷過候、甚寒之砌御座候得ハ愈御堅勝  
 可被成御座珍重御義奉存候、隨而鶏卵一籠可進上之仕候、  
 誠寒中御見廻ニ給迄ニ御座候尚期貴頤之時候、已上、  
 十一月  
 佐々叟周様  
 松屋吉兵衛様  
 延享二年  
 丑 太郎兵衛様  
 宿老外へ渡り申節ハ支配人名前ニ而遣可申候、  
 支配人  
 丑ノ暮ニ三井八郎右衛門

(貼紙)  
 一鶏卵 五拾 御年寄へ  
 但八郎右衛門様御口上書ニ而看籠ニ入遣、  
 一同 三拾 海老屋太郎兵衛殿へ  
 但支配人手紙ニ而

(付箋3)

「以手紙得貴意候、其後者御疎遠ニ奉存候、甚寒之節ニ御座候得共、愈御堅勝可被成御座珍重御儀奉存候、隨而鷄卵一籠五拾進上之仕候、誠寒中御見舞得貴意候迄ニ御座候、已上、

十一月廿一日

鈴木太郎兵衛様

通串がい一連差送り可申候事、

一海老屋太郎兵衛殿へ 串貝一連

堅状右同断

一隣屋敷礼銀宿老用人へ指遣候銀子委細書七月ノ所ニ有、

三井八郎右衛門

但役料之外銀式両祝儀指遣可申事、

一衣棚御年寄へ 串貝一連

廻り持

一衣棚用人(忠助へ  
千魚拾五枚)

但髮結祝儀金子百疋

又外二町義祝儀銀式両指遣可申候、

(以下貼紙で抹消)

「卯極月改辰極月改 文銀三両  
鰯代銀子式両差遣ス」

一御年寄江 鰯節 一連

廻り持 八郎右衛門様御名当書状認  
堅狀也

(以下貼紙で抹消)

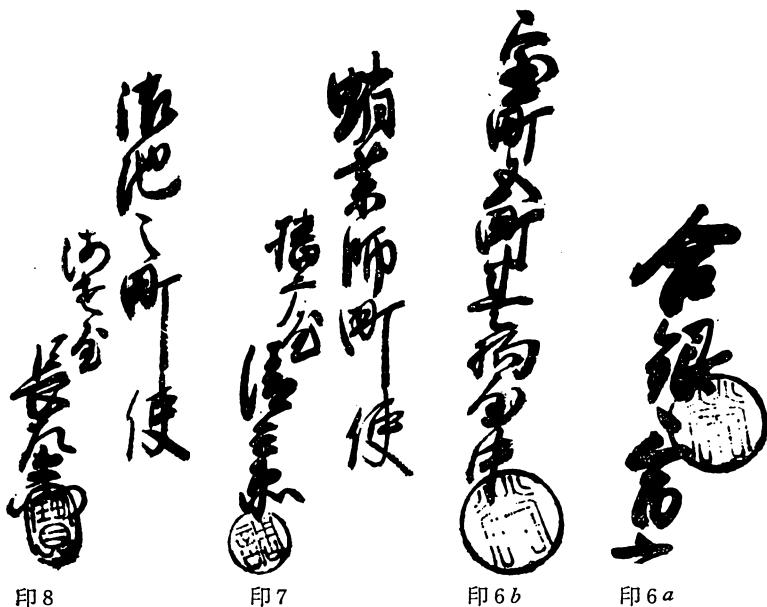
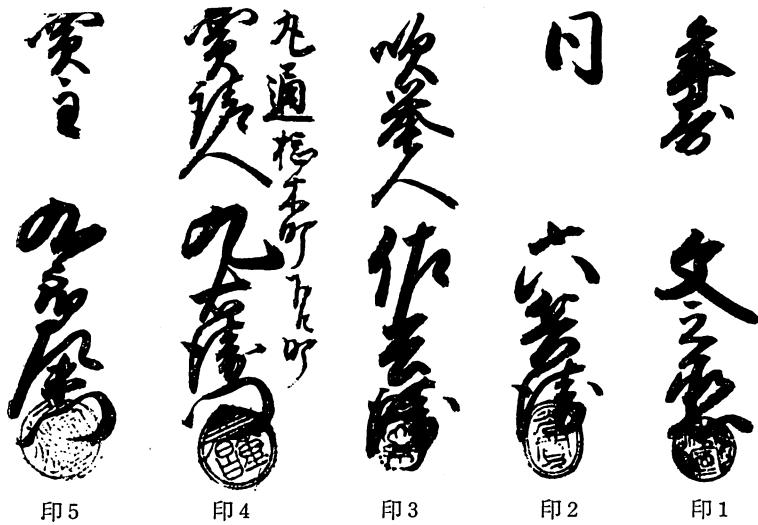
「一井筒屋十左衛門殿へ 午房式抱  
申ノ際三様より改有之止メ相成申候」

(付箋4)

「延享二丑十一月廿六日

鈴木ト認ル

御年寄 海老屋太郎兵衛様相勤被申候、依而串貝一連弥無用輕ふし一連差送り申候、宿老外江相渡申候ハヽ、下地之



田福寺所使

金合

七生本



印 9

伊沙馬所使

著也  
董壽



印 10

左鼎所使



印 11

代  
梅村利高



印 15

左鼎又高



印 16

根元三益居



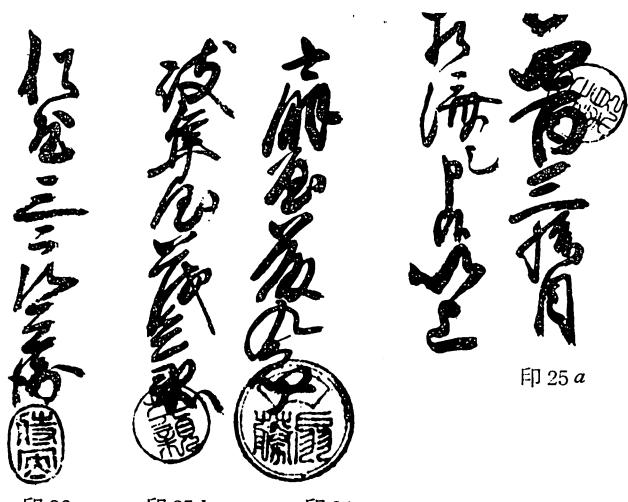
印 13

井原十石



印 12

印 14



この七人は明治九年一〇月、政府への二〇〇万円の上納金に關し、三井家存亡にまで及ぶ財政危機に陥ったのを、三井家存続法と上納金対策を三野村に上申し、三野村が感動して事に當った、という話が残されている。

おそらく明治八、九年からが松島にとって一番精彩を放つ時期であつた筈で、三井銀行の所有株も六〇株と若年齢の割に多い方である。ところが明治一〇年二月の三野村の死とともに情勢が変つてくる。このうち松島と親交の深かつた平尾賛平・藤田富之助が仙台における米穀買入で規則に反する事件を起こし、松島も連座となつて罪を得た。明治一一年平尾・藤田は辞令書をすべて取上げられた上、名簿類から名を抹消され、三井を追われてしまつた。松島はかろうじて解雇を免がれたが、府県御用係取締から為替係に左降され二階級降格となり、明治一七年に罷めるまで一〇等級のままで終つた。三人ともかつて三野村利左衛門に重用されただけに、三野村の死と事件とが全く無関係とは思われない。<sup>(4)</sup> 松島は銀行に席を置くかたわら、三野村利助、佐野常民の勧めで趣味としていた書画関係の事業を営んだが、失敗してしまつた。生活に困窮の果て、明治三三年（一九〇〇）一二月に同族会へ救助を願い出て三〇〇円の給付を受け、そのさい松島家の所有する初代松島太助（慶翁）の関係史料二〇点（三井文庫所蔵史料 本一六一三）および太助宛同族手簡一三通（未整理史料）を提出している。ついで大正元年（一九一二）三月、松島は当時の三井家同族会副顧問益田孝に宛てて歎願書を提出した。それは前述したよ

うに、三井銀行の創業当初の危機を乗り切ることに成功したのは、三野村を支えた七人の同志の力の結集でありながら、今三井家の現在ある繁栄の中で、七人の果たした功績が忘れられない、自分や遺族の中には不遇に遭している者もあり、昔の功績に免じ何らかの配慮をしてほしい、という主旨のものである。因みに大正元年現在、存命しているのは高野・藤田・松島の三人だけである。三井家同族会事務局は、七人のうちの一人でかつて松島より上席にいた高野栄二郎に歎願書の趣を問い合わせ、四月に三井家編纂室主任岡百世が高野から談話を取り、さらに五月には高野・松島同席のもとに、より詳しい事情聴取が行なわれた。これらは「高野栄二郎談話速記」としてまとめられ、また事情聴取のさい提出された明治九年時の書類は、現在三井文庫に収められている（続二八二六）。高野・松島の聴取りの過程から、改めて三井家史編纂の参考として、松島の為換座三井組および銀行勤務時代の記憶するところを談話聴取したのが、この「松島吉十郎談話筆記」なのである。

談話聴取のさい、松島は「松島吉十郎実歴覚書」と題する朱筆で書かれた紙数四〇丁の経歴書を三井家編纂室に提出していた。このメモは談話筆記と内容の構成を同じくしている上、事項ごとに見出しが付けられているので、談話筆記の内容の検索に便利である。今この実歴覚書の見出しを書き上げると左のとおりである。

移転 島方及物産会社 紙幣寮御用扱 為換座新建築  
 兜町繁昌 為換座業務拡張 洋銀壳上ヶ入札 為換座  
 店員断髮ヲ行フ 兇賊為換座ヲ製フ 三井両組共同 新  
 橋行幸 利左翁懷旧ノ訓戒 三井家郎君米国行 吹田久  
 則氏 御用所・両替店合併 三谷三九郎 三井・小野親  
 隆ス 小野転籍紛擾 静岡野呂・勝間田 駿河町本店落  
 成 日表 三野村辞表 公金納払 佐賀県発乱 報  
 効会 台湾出征 林留右衛門 種田女将送別 府県出  
 張所 府県手数料 各支店長交代 函館出發 札幌・  
 青森巡視 函館支店業務方針 土地払下ヶ企図 函館支  
 店激務 札幌本店送金 庚午丸沈没 小野組鎖店 小  
 野組内情 函館支店検査 青森支店設置 松本順君  
 函館交代 帰京利左翁二会ス 名古屋・岐阜・三重出張  
 度会県廃止 逼迫 貢米取扱 伊勢暴民 軍費上納  
 博覧会 三野村氏征ク

本談話筆記は、この「実歴覚書」の順序に従つて、覚書の内容

を口頭で説明する形で展開されている。また右のほか、談話筆記には末尾に「追補談片」として三野村利左衛門に関する話がいくつか付け足されている。

幕末維新时期、経営困難を極めた三井が、御用所の設置とともに三野村利左衛門を登用して辛くも窮地を脱し、同人をして明治初年に営業機構の大改革を実施するに及んで、その後の三井発展の基盤を創り上げたことは周知のとおりである。松島吉十郎はまさ

に「三野村時代の三井人」であったといえる。しかも松島にとって三野村は同じ深川西大工町の隣人であったから、日常生活においても接する機会の多かつたであろうことが察せられるし、それだけに三野村に対する親しみと尊崇の念も強かったのではないかと思われる。自然、談話は三野村を軸とした内容になっている。そのような意味からも、「松島吉十郎談話筆記」は明治初期の諸々の事柄を具体的に綴ると同時に、三野村利左衛門の人物像を浮びあがらせ、三野村研究の材料の一つとしても有用である。現に昭和四年五月に発行された三野村清一郎著『三野村利左衛門伝』(三野村合名会社発行)には本談話筆記が随所に引用されてゐる(ただし、同書中、松島吉十郎について「のち斎藤専蔵と改名」とあるのは誤りで、斎藤専蔵と松島吉十郎は別人である)。なお、この談話聽取とともに提供された明治初年(一二〇〇年)の史料は三六点ある(三井文庫所蔵史料 統二八二七番~統二八三三番)。

(樋口 知子)

(1) 『三井事業史 本篇』(第一巻)卷末年表および同第二巻

二九ページに三野村の三井入りを慶応三年(一八六七)と  
してあるのは、慶応二年(一八六六)の誤りである。ここ  
に訂正しておく。

(2) この頃松島は府県係であつたらしい。『初代平尾賛平小  
伝』によると、明治六年六月に平尾が三井入りし、県係となつてまもなく、松島が県係係長に就任した、とある。